

論 説

行政機関の行為と公平の原則 Ⅲ

—英國司法部の機能に関する一考察—

釜 田 泰 介

田 次

「 はしがわ

「 司法救済訴訟の問題

「 行政機関の Certiorari

——1961年以前の問題状況—— (1911-1960)

四、行政機関の Rules of Natural Justice

——1961年以前の問題状況—— (1911-1960)

五、行政機関の Duty to Act Judicially

——Ridge v. Baldwin 務性の意義—— (未訳)

H 行政機関の Duty to Act Judicially

(↑)

行政機関の行為と公平の原則 Ⅲ

同上社法第 117巻 1号

1 (1)

行政機関が国民の生活領域に積極的に介入し、ある行動をとること自体の目的が是であるとされたとしても、その目的を達成する手段の行使過程がすべて是とされるわけではない。ここにおいて権限行使手続の公正さに対する要請がでてくるのである。本稿は英國々民がこの公正な手続ということを、一定の手続則が法定されている場合にも法定されていない場合にも要請しようとしていることを明らかにしようとするものであり、そしてその作業を司法救済との関係で行おうとするものである。私は前章までにおいて、手続則違反問題を *certiorari* との関係で論ずる場合と、救済策の問題を離れて手続則そのものを問題とする場合とに分けて考察を進めて来た。

certiorari による救済については今世紀初頭 Lord ATKIN がこの令状を出す上での要件を「国民の権利に関係する問題を決定する法律上の権限をもち、かつ司法的に行動する任務を帯びてゐる機関がその法的権限を越えて行動する場合」⁽¹⁾ とこうように規定して以来、この論理がその後の certiorari 関係の事件に大きな影響を与えてきたのである。この論理を踏襲した一連の判決中では、特にこの論理の後半にある司法的に行動する義務の有無の吟味に重点がおかれた。そしてそのような義務の有無は、第一に法文上より引か出されねばならない、すなわち、法定されていない限りこのような義務はないものとみなされ、第一に法定されていない場合にもこののような義務の存在を承認するためには、その機関が相対立する当事者間の争いに裁定を下すというような立場に置かれていなければならぬとされていた。特に五〇年代初めの Nakkuda Ali 事件⁽²⁾ にその立場は顕著に現われていたのである。そしてこのでいう司法的行動の義務の具体的内容は、わゆる Rules of Natural Justice の遵守義務があるかどうかといふことであった。そこで前章では司法救済の手段の問題は別として行政機関の Natural Justice 則遵守義務について司法部はどのような態度を表明してきたのかを Lord ROREBURN の論理⁽³⁾ の展開という角度から考察を試みたわけである。これは法定されて

いない場合における司法的行動の義務の問題を考える上で不可避の作業と考えたからである。その考察の結果行政機関は原則的には Natural Justice 則を守るべきであるということが司法部の一貫した立場であったことが判明した。しかしこのような立場が表明された具体的事件の事実関係を見るかぎり、そこにおける行政機関は相争う一当事者間の中間にあってその争いに裁定を下す位置におかれていたことが明らかとなる。従ってこののような立場におかれていな Nakkuda Ali 事件に代表される事件中の行政機関が、それゆえに司法的行動の義務を負うていないと考えられていたことは前章において私が考察の対象とした今世紀の判例に限定して考えるかぎり、必ずしも誤った思考とは即断できない面がそこにはあったのである。特に戦後の Stevenage Case⁽⁴⁾に対する House of Lords の判決を念頭におくならなおむろのようにならうことが可能とこうべきであろう。

以上がこれまでの考察の骨格であるが、本章ではこのような Nakkuda Ali 判決に表明されていた考え方を否定する立場が同じ五〇年代初めの判例の中に出てきていたことと、それが六〇年代初めになって一層深められるに至ったことにつれ触れてみようと思つ。これで取り上げる二つの事件はいずれも Stevenage Case, Nakkuda Ali Case に代表される二つとも、行政機関が国民との間に垂直線上の二点のような関係をもつて居る事例である。そのうちの一つはこのような関係の下で国民が certiorari による救済を裁判所に求めたものであり、いま二つは請求されている救済策は declaration であるがその理由として提起されている争点の一つが Natural Justice 則違反とこうことであつたものである。これらは前章までに考察してきた判例の傾向をそれぞれうけつぐものであるが、はからずもそれら二つの判決中で司法的要素認定に関する伝統的基準というものが吟味され否定されるという運命をたどつてゐるのである。この点からしてこれらの両判決について考察する」とは本稿の主題についての今日の情況を理解するうえで避けられ

なるものゝ業である。

- (1) R. v. Electricity Commissioners, Ex parte London Electricity Joint Committee Co. (1920), Ltd., (1923) All E. R. 160-161.
(2) Nakkuda Ali v. M. F. De S. Jayaratne, (1951) A. C. 66.
(3) Board of Education v. Rice, (1911) A. C. 179.
(4) Franklin v. Minister of Town & County Planning, (1947) 2 All E. R. 289.

II

certiorari を用ひては際して、その前提として、当該行政機関に同法的行動の義務があるかどうかを先例に照らして考察したものに一九五一年の R. v. Manchester Legal Aid Committee 事件⁽¹⁾がある。

本件は一九四九年の the Legal Aid and Advice Act の下 Manchester Legal Aid Committee がとった行動に越権行為があったと認定されたのが、この越権行為を理由に裁判所は右機関は certiorari を用ひてかどつかるゝが最大の争点として争われたものである。

この争点は判断を下すに際して依拠する基準として PARKER 幕事は Electricity Commissioners 判決における例の ATKIN 判事の命題、すなわち「臣民の権利に影響を与える問題を決定する法的権限をもつ、かつ同法的に行動する義務をもつてゐる機関がその法的権限を逸脱して行動する時にばらつてやむの機関は、その命令 (certiorari and prohibition) による行使される King's Bench Division の監督管轄権に服す」をあげ、また「local committee は臣民の権利に影響を与える問題を決定する法律上の権限をもつてゐる機関であるからしては異論はない

つたし実際明白であると思われる。本件における真の争はせ local committee は同時に司法的に行動する義務をもつていただかざらかと云ふのである。⁽⁵⁾ ルーブ local committee が ATKIN 論理の前半を満たしてしまったのか、司法的に行動する義務の有無についての吟味に移る。

この件について local committee 側は「ある種の争いが存在してゐる、そして両当事者の言ふ分を聞く義務が存在してゐる」という意味で、その手続が司法的または準司法的手続であるのでないかぎり、司法的に行動する義務は存在しないのである。」⁽⁶⁾ と主張した。そしてこの主張を論拠とする先例として R. v. London County Council Ex p. Entertainments Protection Association, Ltd. (1931) 2 K. B. 233 の SCRUTTON 判事の「……裁判所とせば、司法廷が裁判所であるとする意味において裁判所であるべきだと云う必要はない。もしやそれが一定の主張とそれに対する反論とを関係証拠にあわせて裁決しなければならない」という意味で、司法的な機能を、証言を聞いたのちに行使してこられるのならそれで十分である。したがつてそれは必ずしも厳格な意味での court である必要はないのである。もしそれが証言とそれに対する反論とを聞いたのちに権利について決定しなければならないのであるなら tribunal であつておれば移送令状に服すべしである。……」⁽⁷⁾ という見解と、一九三五年の Errington v. Minister of Health (1935) 1 K. B. 271 事件判決を指摘した。

これに対し PARKER 判事は委員会側が主張した判断基準は一連の先例の立場に反してゐると考へたとした後、一八五四年の R. v. Saunders 事件、一九〇六年の R. v. Woodhouse 判決、⁽⁸⁾ 一九二八年の R. v. Postmaster-General Ex P. Carmichael 事件⁽⁹⁾、一九三九年の R. v. Boycott Ex p. Keasley 判決等の存在を指摘する。そして「これがこの事件のむれにあつても (R. v. Woodhouse を除く) 問題となつてゐる機関が自己の前にある種の争いを提起され

てゐるか、あるいは両当事者の言い分を聞く義務を負っていたと主張であるものは何もなかつた。ゆえに当法廷は、「⁽¹¹⁾の検証方法を受け入れるわけにはいかない。」として local committee 側が主張していた司法的行動の義務の存否を判別する方法を退けるのである。

ではいかにしてこの司法的側面の存否を識別すればよしのか。PARKER 判事はある機関が司法的に行動する義務を負う場合を次のように類別する。

第一として「決定が裁判所の決定である場合で、例えば酒類の製造販売免許 (excise licence) を与える判事の例の⁽¹²⁾」とく、それが純粹に行政的能力 (ministerial capacity) で行為しているのないから、それは明らかに司法的に行動する義務を負っているのである」とある。

第二として「その決定が行政機関の決定であつて、全体的あるいは部分的に政策問題に關係している時には、司法的に行動する義務はその決定に到達する過程でもちあがる。ゆえにもし関係機関が決定に到達するためには、提案とそれに対する反対意見とを考慮しやうに証言を考察しなければならぬのであるなら、その時にはその取調べの過程に司法的に行動する義務が存在してゐるのである」とする。そして「の立場に立つた判決として Errington Case ⁽¹³⁾ と London County Council Case ⁽¹⁴⁾ を指摘してゐる。

第三として「事實関係、あるいは法律関係を確定するに際して、行政機関は、その手続が裁判所の正式手続のようなものを何も持つてはなくかつ裁判所の訴訟手続に従つてはならぬかがわらず、司法的に行動する義務を負う場合がある」とある。「の例として、一九一一年の Board of Education v. Rice 事件⁽¹⁵⁾における LOREBURN 判事の例の見解並びに一九一五年の Local Government Board v. Arlidge Case ⁽¹⁶⁾ 並びに rent control tribunal に対し certiorari

を発した一九五〇年の R. v. Brighton & Area Rent Tribunal, Ex p. Marine Parade Estates (1936), Ltd. 事件にふれていぬ。

これが司法的に行動する義務が生ずる場合とそれぬものであるが、他方、このよひな義務が生じない場合はいかなる時であらうか。それにこゝで判決は「もし行政機関がその決定に達する際に、此の段階におこじも何らかの形の争いとこうゆの提起されしめす、始めから終りまで政策と便宜性の観点から問題を考えなければならぬ」とすれば、そればかりの段階で司法的に行動する義務を負うてしむと主張する「ふせじかたじめおひ」⁽¹⁹⁾ ところ基準をかかげてある。

次に本件の場合にいふ以上のよひな判定を下す。且つ local committee 及 the Legal Aid and Advice Act を執行する義務があるふじ意味におこし行政機関であると認められるだれつかねえ local committee は政策問題とはまつたく無関係である。local committee は基金がだんだん少くなつてしむ理由で、あくまでもた、ある種の訴訟は思ふふみかねぬぐれだと同委員会が考へるとこう理由で、訴訟費用扶助を拒絶するふせじかた。local committee はただ個々の事実関係に基づいてのみ、かつ彼らの前に提出された証拠に基づいてのみ、やだわねかれ以外の考へをやしはれむとなく、その問題を決定しなければならぬ。而し喚えねば local committee は司法的に (judicially) 行為しなければならぬのやうで、多岐に渡る思慮分別を働くがゆて (judiciously) 行為してはいけなんのやう。本件は R. v. Postmaster-General 事件や R. v. Boycott 事件に非常に類似してゐる。前者の事件における証明権をもつてしる医者と、後者の事件における Board of Education 所属の証明権をもつてしむ medical officer が、ただ個々の事例のよひてしむ事実をなむか一方から彼のふくべく提出された事実にのみ関係してゐたの

であつて、政策や便宜の問題を考慮するのは彼らの役割ではなかつた」と。⁽²⁰⁾

本件における local committee は司法的に行動する義務ありと判定したわけであるが、本件が前述した基準のどれに該当するかは特に述べてはおらず、最後にあげていた司法的に行動する義務の生じない場合に本件は該当しないという角度から判定を下したものであるが行政機関の行為であつてもその行為過程に政策判断が入る余地がなく、ただ事実と証拠によると「こののみ行動すべき場合には司法的に行動する義務が生ずると」⁽²¹⁾とは、第三の基準を適用した判断とも読みとれる。しかし第三の基準が生れて来た事件の構造と今回の事件の構造とを対比するなら、前者は当該行政機関が一当事者間の争いに裁定を下すという立場に置かれていたのに対し、後者はそのような立場でない場合であるから第三の基準に準ずる第四の基準の設定とも言つてよいものであろう。ともかくこの見解は伝統的な基準である争いの存在と「うものに限定する考え方を否定し、それ以外の場合にも司法的行動の義務が生ずると」⁽²²⁾とを正当化しようとしたところに意義があるといつてもいい。しかもそれを一九世紀の判例にまで遡って行つたところに特徴があるのである。そしてこの見解には Lord LOREBURN の論理並びにそれを受けついだ一連の判決が「当事者の上に位置する行政機関と「う構造の下で下されていた」というその形式を重視するのではなく、そこで行使された権限の性格そのものを重視する思考を読みとる「うが」であるのである。この「うは」にはそれほど意識的にはつわりと「明示されてはいなければ」、次に起つてくる一九六〇年初頭の事件においてはそのことが前面に出でくるのである。

次に「の」とを念頭にあわて今一つの判決の考察に移る、と云ふ。

(1) R. v. Manchester Legal Aid Committee, Ex p. R. A. BRAND & Co., Ltd., (1952) All E. R. 480.

(2) 本件の法律関係並びに事実関係は次のようなるやうであった。一九四九年の the Legal Aid and Advice Act によると、年間の可処分所得 (disposal income) が四一〇ポンドを越えない者に対し法的扶助を与へべきがどうかが、その者が五〇〇ポンドを越える可処分所得 (disposal capital) を持つてゐる場合には拒絶であるとした (同法11条1項)。ヤードに、いわゆる可処分所得、可処分資本、ならびに法的扶助基金に対し申請人が支払べき最高分担額等の決定は the National Assistance Board が行はるゝことになつた (同法4条4項)。本法に基いてして作成された Legal Aid Scheme, 1950 によつて全国をもつておる地区に分類し、そつと area committee たるものが設置されそして、area committee せぬ区域内に local committee なるものを任命した。ヤードによつて法的扶助の申請を受けつけ、それに依れば平時よりの local committee の任務となつた。細部にわたる申請手続は Legal Aid (general) Regulations, 1950 (S. I., 1950, No. 1359) によつて定められた。それによるとすべての申請書は①法的扶助が求められてもよいとの詮説の性格ならびに法的扶助が必要とわれてある情況と、証明書が付与される」とは合理的かどうかとし、それを判定 (以降は local committee が行う) する上に必要な情報、書類、②申請人の可処分所得と可処分資本を決定 (いわゆる National Assistance Board が行う) する上で必要とわれるものを記載、添付するにいたつた (同規則 reg. 3)。

本件は local committee の一つである Manchester Legal Aid Committee が一九五一年二月十一日提出した法的扶助についての証明書 (certificate) が問題となつたのである、その事實経過は次のようなるやう。

一九四八年本件移送命令申請人 BRAND 株式会社は、写真フィルムの複写業を営む BROOKS 会社との間に写真裏打ち用の紙を多量に納入する契約を締結した。一九四八年十一月十七日申請人は納品した用紙に対する未支払残金三四三ポンドの支払いを請求する訴えを起したところ、一九四九年十一月二十四日 BROOKS 会社は納品された用紙は不良品であったという理由で六〇〇ポンドの損害賠償を請求する反訴を提起した。一九五〇年二月八日の裁判においては、合意により反訴は新しい訴訟を提起する権利を留保した上で取り下げられ、最初の請求に対してだけ判決が与えられた。この判決の結果確定した債務は支払われなかつたので一九五〇年四月十一日破産告知が BROOKS 会社へ送達された。

一九五〇年四月十二日 BROOKS 会社は契約違反並びに納品用紙についての担保約款違反を理由に、本件申請人 BRAND 会社に損害賠償を請求する訴を起つた。同年六月三十日明らかにわれた請求額は九千一百三十三ポンドであった。債務者 (BROOKS 会社) なりの訴訟を続けねばならぬと、十月二日ヨーロッパ Stake holder 三千五百ポンドを納めねば

うりとを前提にして the Divisional Court in Bankruptcy は債務者に対する破産告知に関する訴訟手続を七月三十一日、一時中断した。

三百ポンドの支払いがなされたので十一月二十一日 BROOKS 会社は破産宣告をされ、会社の trustee は破産者の破産管財人 (trustee in bankruptcy) になった。この時点での破産者の資産は一二七四ポンドでありそれに対し債務額は三四〇ポンドであった。(しかし本件申請人に対する損害賠償額は前述のとく約九千ポンド相当のものであるから、もしそれが認められれば債権者に全額支払ったのち約六千ポンドが破産者のために残るという計算がなされていた)

BROOKS は破産宣告をうけるに至って、訴訟費用扶助を申請していたところ、破産宣告一日後の十一月二十四日に certificate of legal aid が付与された。しかし破産者の請求権は破産管財人に帰属せしめられていたので、破産者の求めにより、certificate は取り消された。その後、破産管財人は本件申請人（BRAND 株式会社）に対する損害賠償請求訴訟を継続して行つ場合には訴訟費用を免除してもらえるかを破産債権者団体に相談したが受け入れられなかつたので自ら訴訟費用扶助をうける手続をとるに至つた。本件における争点はこの破産管財人による訴訟費用扶助申請に起因する。特に次のような「費用扶助申請人の財政状況についての陳述」にその端を発していた。

破産管財人は申請用紙の右項目（いれさせ local committee から National Assistance Board へ送付される部分）欄に氏名、住所、職業（公認会計士）を記入したのち、扶養者の有無に対し「私は BROOKS の財産についての破産管財人である」と答え、また同居人の有無、支払っている家賃の額、持家の有無、年間所得、貯蓄、等に関し、「該当するものなし」と答え、最後に財政状況について付加すべき情報に関する、「唯一の重要な財政状況は破産者の財政状況である。そして破産者に対し訴訟費用扶助証明（civil aid certificate）が破産宣告をうける前に与えられた」と記した。local committee はこれを National Assistance Board へ送付。Board は受託者としての破産管財人の可処分所得と、彼の the Legal Aid Fund への最高分担額を「なし」と決定した。やがて local committee は申請書を Board の右決定を考察した結果、一九五一年三月二十二日次のような証明書を発した。

「ハーリー、Frank Harrinson Walsh（以後、被扶助者と呼ぶ）は the Legal Aid and Advice Act, 1949 などにより同法によつて作成された規則、計画に従つて、以下の訴訟における原告として訴訟費用扶助を受ける資格を与へるゝことを證明するのである。……わしに本証は①被扶助者の弁護士は Alec Barker Esq. であるから、② National Assistance

Board は被扶助者の可処分所得 (disposal income)・可処分資本 (disposal capital)・ならびに最高分担額 (maximum contribution) をゼロと決定した。(3) local committee は被扶助者の分担額をゼロと査定した、ことを証明するものである。」

破産管財人に對し訴訟費用扶助の證明書が出されたことを知った BRAND 株式会社側は、訴訟費用扶助が、可処分所得が明らかに年間四二〇ギニーを越えてる会計士（当該破産管財人）に對して与えられた点を問題にして、local committee は證明書付与に際し権限逸脱行為をして BRAND 会社の権利を侵害したと主張して当該證明書を取消すための certiorari を Queen's Bench Division へ申請したのが本件である。

争点は三つであった。第一は local committee は越権行為をしたかどうかという点であり、第二は越権行為があつた場合に、申請されてる certiorari や local committee に對し出すべきがどうかという点であった。第三は申請人の権利は侵害されたかと、aggrieved person であるかという点であった。

以上のべた本件の事實関係、法律関係、争点については (1952) All E. R. 482-485. を参照。

(3) 争点一について判決は比較的簡単に越権行為の存したことを認定する。PARKER 判事は破産管財人の財政状況に関する陳述を調べた結果、「破産管財人と local committee の両者は（全く善意からぬとは疑いなが）破産管財人の場合には彼自身の可処分所得は全く無関係である」という見解、即ち、破産管財人の場合に、實際、可処分所得の制約が適用されるとすれば、唯一の関係してくるものは破産者の可処分所得であるという見解をとつてゐた。……そして Board も同じ見解をとつて、受託者としての破産管財人の可処分所得と彼の訴訟費用扶助基金への最高分担額をゼロと決定した。」((1952) All E. R. 484) と認定した。そして「the Legal Aid (General) Regulations の reg. 4 (1) の下では『申請人の可処分所得並びに可処分資本についての Board による決定』が存在していなければならぬ」ということが證明書を付与するに際しての先行条件である。そして Board は申請人の可処分所得、可処分資本に関する決定を何らなしてはいなくて、破産者の可処分所得と資本に関する決定をなしてはいたことが認められてる。やえに明らかに local committee はその権限を逸脱していた。」(ibid., 485) と判断を下してゐる。

以上、要するに破産管財人が破産者の請求権を継承して訴訟を続行する際に、訴訟費用扶助申請をした場合には、申請人自身である破産管財人の財政状況を判定すべきであるところを、本件において、破産者の財政状況にもとづいて扶助決定をしたことは local committee の権限を越える行為であったとしたわけである。この誤りは将来にわたる政策論を別とすれば、行政機関の行為と公平の原則 ③

現行法上 (local committee 田舎の後援会等 (ibid., 486) に似て) 評議会、レンド等のや余の争いは本件と異なり最大の争点は第1の certiorari を主張する権限があるかないにかかってことだ。

- (4) (1952) All E. R. 486.
- (5)(6) ibid., 487.
- (7) R. v. Saunders, (1854), 3 E. & B. 763.
- (8) R. v. Woodhouse, (1906) 2 K. B. 501.
- (9) R. v. Postmaster-General, Ex p. Carmichael, (1928) 1 K. B. 291.
- (10) R. v. Boycott, Ex p. Keasley, (1939) 2 All E. R. 626.
- (11)(12) (1952) All E. R. 489.
- (13) Errington v. Minister of Health, (1935) 1 K. B. 249; (1934) All E. R. 154.
- (14) R. v. London County Council, Ex p. Entertainments Protection Assocn., Ltd., (1931) 2 K. B. 215.
- (15) (1952) All E. R. 489.
- (16) Board of Education v. Rice, (1911) A. C. 179.
- (17) Local Government Board v. Arlidge, (1915) A. C. 120.
- (18) R. v. Brighton & Area Rent Tribunal, Ex p. Marine Parade Estates (1936), Ltd., (1950) 1 All E. R. 946.
- (19) (1952) All E. R. 490.
- (20) ibid., 490.
- (21) リードの Manchester Legal Aid Committee は越権行為が存しない、右機関は司法的に行動する義務を負つたが故に certiorari の対象機関はそのためにもしておらず certiorari を出すに先立つてある人の争点は次のものと結べる。
あたかも、申請人は訴訟の相手方当事者に対する訴訟費用扶助が認められたりむりめの訴訟を受けた者 (persons aggrieved) であるかあるいは第1の争点は次のものと結べる判断を下すのである。
かかる問題を判定するに際して依拠すべき基準として一例は R. v. Nicholson, (1899) 2 Q. B. 455 事件となる
No A. L. SMITH 判事の意見をあげ、リードは「凡ての R. V. Richmand Confirming Authority, Ex p. Howitt, (1921)

1 K. B. 248 においても適用されている」とを指摘している。その意見とは「しかし、移送令状は適切な救済方法であると仮定しても、裁量事項である移送令状は次の場合には発せられるべきではない。その第一は遅滞を理由とする場合であり、第二に、申請人は、彼らが他の国民と共に通常に被つて居る種の不便以外に彼ら自身の特別な苦情をもつて居るところ、これを証明しなかつたという事実による場合である。」(1952) All E. R. 490-491.) よりやめたのである。これを基準として本件申請人につき、「本件においては申請人は、」の原則に則つては申請人は、の原則に則つては被害者 (persons aggrieved) であると我々は思う。彼らは訴訟費用扶助をうけたる当事者と争わざなんなどからいに伴つて居る危険を示すやうな人物である。実際、法律は彼らが利害関係人 (persons interested) やあるいは代理人を肯定して居る。ところが the Legal Aid (General) Regulations の reg. 15 (2) は訴訟の一当事者が訴訟費用被扶助者となるとすれば、彼の弁護士は直ちに他のすべての当事者との規則の別表にある書式 (第六) やもって通知すべしと規定して居るかのである」(ibid., 491) として申請人は移送令状を請求する資格を有して居ると判定した。

以上、三つの争点に対する判断をもつて裁判所は local committee に対し移送令状を発し訴訟費用扶助証明書を取り消したのである。

III

一八六三年 BYLES 判事が「ロマンローの正義が立法部の手ぬかりを補つであつた」⁽¹⁾ と証明してからやゝや一世纪のか、この司法部の確固たる姿勢が再び英国司法部により確認される。この時期的事態が生じるのである。しかる一九世纪に比ぐより国会法の内容が整備され、かつ国会の至上性と指導性が理論上はより確固たるものになつてゐる。と考えられる戦後の英國において右の事態は起つたのである。それは戦後英國公法上のいくつかの明記すべき出来事の一つに数えられるべく Ridge v. Baldwin 事件の House of Lords 判決⁽²⁾における事件の分析を通してその意義について考察を試みる所である。

本件は公安委員会により免職処分をうけた一警察部長 (Chief Constable) が、この処分の違法性の確認判決 (declaration) 並びに給与、年金の支払またはそれにかわる損害賠償の支払を求めて、公安委員会に対する訴えを提起したのである。

免職させられるに至るまでは次のよきな経緯がみられる。原告 Ridge は Brighton Borough Police Force にて警察官として三十年を越す経歴の持ち主で、一九五六年より同警察の Chief Constable の職にあり免職処分をうけた時は五十八歳で停年を一年後にひかえていた。Chief Constable に任命された翌年の一九五七年十月二十五日、原告は、ある刑事犯罪に關係したかどにより部下である警察官一名並びに市民一名と共に逮捕され起訴された。翌十月二十六日公安委員会は Police Regulation に基か原告を停職処分にして、原告が Suspension Allowance を支給される身となつた。

起訴は一つの事実としてなれ、第一は conspiracy to obstruct the course of justice の罪を犯したとするゝことであり第一は corruption の罪を犯したとするゝことである。原告に關し申し立てられたる事実は、第一に關してはある人物と本人との交際に関するもの、第一に關してはある人物から原告が一十ポンド相当額の賄賂を受けたとするゝことである。

第一の Criminal Conspiracy に関する起訴は一九五八年二月二一日から一十七日まで the Central Criminal Court において DONOVAN 判事のもとで審理された結果、原告並びに市民一名は無罪の陪審評決を言い渡された。翌二月十八日他の二名の被告に対する有罪判決 (懲役五年) を下す過程で同判事は二名の警察官に対する Chief Constable の指導力が欠如してゐたことを指摘した。⁽³⁾ これは警察官二名に対しても判決を下すに際してその減刑理由が上司の指導

性の欠如にある点を説明したものであつた。

二月六日、第一の起訴について審理がなされたが Solicitor General は原告に対する証拠を何も提出しなかつたので DONOVAN 判事は無罪を宣渡したがその際同判事は Solicitor General に対し原告に關し更迭の必要性を暗示するような意見を述べたのである。⁽⁴⁾

二月二十八日と三月六日の両日 DONOVAN 判事が述べた原告についての所見は各々新聞を通じ全国へ報道された。したがつて原告並びに公安委員会委員はその内容について知るに至つていたとも考えられる情況の下で翌一九五八年三月七日、被告公安委員会は会合をもち全員一致で原告を免職処分にする」とを決め同日付で次の手紙を原告に送付した。「本日開催された公安委員会の会合において同委員会は全員一致で次の決議をしたことをお知らせいたします。

(i) 同委員会は(a)原告の停職処分を解除して原告を Chief Constable の職に復帰させねばならぬ原告弁護士の要請など(b)ライツン警察における原告の勤務年数、(c)原告ならびに Detective Inspector J. Hammersley, Detective Sergeant T. E. Hearth や(j)ライツン警察の上級警官と他の者が course of public justice を害する謀議をしたところ罪で裁判されたこと、そして Hemmersley, Hearth, 他の者は有罪とされたこと、(d)一九五八年二月二十八日、一九五八年三月六日と DONOVAN 判事が述べたことがら、(e)原告が自分の裁判の証言においてなした陳述、(f)日本公安委員会委員と Town Clerk によりなされた一定の陳述、を慎重に考慮したのち原告は彼の任務の遂行を怠つた、そして原告はこの職務に不適任である考える。よって同委員会は一八八一年の Municipal Corporation Act の一九一条により同委員会に付与された権限を行使してこれにより直ちに原告をライツン警察部長の職から免職する

と決定する。

(ii) 一九五五年の the Police Pensions Regulations の規則第七の規定に従つて、原告が支払つておた年金保険料全額を本人に払い戻すことを決定した。」の手紙は貴殿のブライ頓警察部長としての職を終つたか公示の通知である。」の手紙の写しは貴殿の弁護士にも送付された」⁽⁶⁾

」の決定を不服とした原告は二月十一日、the Police (Appeals) Act, 1927 による Home Secretary へ不服申し立をした。」の不服申し立は Notice of Appeal による。制定法並びに規則は Natural Justice に従つてなされるとなつていて、申立理由を八点あげてある。「(1)原告は聴聞される機会を全然与えられなかつた。(2)原告は自己に対する「かなむ」と申し立てられてこなかつて知られなかつた。(3)原告は公安委員会の前に、証拠、主張、説明、文書、見解を提出する機会を与えられなかつた。(4)公安委員会が何らの十分な証拠なしに証明されたと考えてゐる原告の怠慢と不適格性についての申立に関し原告は聴聞される機会を与えられなかつた。(5)原告は」のような(委員会)明らかにわれだの(finding)についての詳細を知られなかつた。(6)免職通知は、それが Natural Justice 則を守つてゐないがゆえに、特にそれは免職を正当化する事実をのべていない。またなぜ」のような免職が考へられるに用ひたのが原告に知らなかつた事件とか申し立て詳述してこなすところにおいて誤つてゐる。(8)正義が執行されたとは思えない」と。要するに告知と聴聞、弁明の機会が一度も与えられなかつたところから、免職理由を告げられてこなすところであった。Notice of Appeal は「」の Notice of Appeal は公安委員会の決定の有効性を争う権利を損つぬやせない。そしてこれが公安委員会の手続が有効であると考えられる場合におけるの制限時間内に提出されるものである。原告は、公安委員会の手続は適切な

制定法並びに規則を遵守せよ、Natural Justice を破つてはいることを争う権利を留保する。原告は、の不服申立をするにによる公安委員会の決定の合法性を何ら認めていないと述べている。すなわち将来、公安委員会の決定の合法性を裁判所において争う権利を留保することを述べているのである。

原告が Home Secretary へ不服申立をした直後の三月十八日、公安委員会は原告側弁護士のある要請を受け入れ特別會議を開催した。その要請とは原告の年金に関する決定を再考すべしであるところである。同會議において原告弁護士は、原告の復職という事態が生じない場合には原告が年金を受けとれるように辞職(resign) という形をとる」とを認めてほし」と主張した。しかしこの弁論を聞いた後、公安委員会は三月七日の決定を変更しなかったとを決定した。⁽⁹⁾

一九五八年四月二十日公安委員会は原告の不服申し立てに対する答弁書を Home Secretary へ提出した。その中に
は決定に至るまでに考察した事実一切が述べられていた。一九五八年七月五日、Home Secretary は原告の不服申立
を棄却した。その際、聽問(Home Secretary はそれを行う権限を有してはいたが)は行われなかつた。七月七日付で
原告弁護士に対し「the Secretary of State は、公安委員会は一八八一年の Municipal Corporation Act 一九一条
(四) によつて免職権を適切に行使する」とが可能であるだけの十分なる資料をもつてはいたところ結論に達した。
「the Secretary of State は、の不服申立を棄却するに決定した。」とこう文面の通知がなされた。

本件における争点は警察官の分限に関する法規が一つ存在してはいたことに端を発する。一つの法規とは第一は一八八一年の the Municipal Corporation Act であり、第二は一九一九年の the Police Act に基いて作成された規則であつた。

The Municipal Corporation Act, 1882 の 191条 1項は「公安委員会は……警察官の任務の遂行を怠つたが、または警察官の職務に不適任と判断する警察官をさうして免職するが（⁽³⁾）」とある。Borough Constable に対する停職処分権と免職処分権を付与してゐた。ただし同法にさうの権限を行使するまでの手続規定が存在しない。

The Police Act, 1919 の同條 1項は「イングランド、ウェールズ内における警察の構成員の管理、相互扶助、給与、手当、年金、被服、費用、勤務条件に関する規則を作成する権限を the Secretary of State に付す。⁽³⁾」の警界關係並びに the Secretary of State が作成するの規則を廻せしめたるに付す」。the Secretary of State は警察官を対象とする右内容の規則制定権を付与してゐた。

この条文に基いて 1951 年 11 月の規則が作られた。これが the Police (Discipline) Regulations, 1952 (S. I. 1952, No. 1705) である。普通の警察官に適用されるもので、これには Chief Constable 等が対象となる。第 1 項によれば the Police (Discipline) (Deputy Chief Constable, Assistant Chief Constable and Chief Constable) Regulations, 1952 (S. I. 1952 No. 1706) は Chief Constable が適用される本性に關係するものである。この規則では、規律違反として “discreditable conduct” “insubordinate or oppressive conduct” “neglect of duty” “falsehood or prevarication” “breach of confidence” “corrupt practice” 等を列記してある。⁽³⁾ これまた “Discipline Code” との規定を Chief Constable が犯した場合に付す、その罰則は免職 (dismissal)、辞職 (requirement to resign forthwith as an alternative to

dismissal) せん責 (reprimand) の三つであった。⁽⁴⁾ 五名内の Police Authority の成員から構成される tribunal が Discipline Code 関係事件を審理すれどもになっており、その際遵守すべき手続規定として一九五一年警察規則の第一条は次のように定められた。

「The Deputy Chief Constable, Assistant Chief Constable, Chief Constable が規律違反を犯したと思われるような報告書または申立を受理した場合には当該 (Police Authority) は当該人物が規律違反を犯してはいなかつたとふう」とを納得しない限り、当該人物に文書でもってその報告書または申し立につき知らせ、規律違反を犯したといふことを認めるかどうかを尋ね、かつ本人が希望する場合には本人がこの件に関してなしたいと思う陳述を口頭または文書で Police Authority になす機会を当該人物に与えなければならぬ」⁽⁵⁾ と。すなわちいわば Discipline Code を犯したとされる者に対し、告知、弁明の機会を与えるければならないとふうとある。

以上より明らかなるとふれら一いつの法規がいずれも有効であるとするなら免職処分に関する一いつの法規のいづれかによる場合が考えられるわけであるが、そこには大きな相違点が存しているのである。一八八一年法による免職処分の場合には被免職者に対し告知、弁明の機会を与える義務を公安委員会に課していないのに対し、一九五一年規則ではその義務を明文でもって課しているのである。これは処分をうける者の立場からすると大変な違いを両法規は含んでいたことになるのである。このような法規上の差異が存在しているゆえで公安委員会は一八八一年法によつて本件原告を免職としたのである。

本件における争点は右事情に直接その端を発して次の四点におひだ。

第一は、被告公安委員会は前述の the Municipal Corporation Act, 1882, S. 191 (4) によつて原告を免職す

る権限があるかといふことである。すなわち同法は今日でも効力をもつてゐるのかといふことである。そしてこの法律は有効なものでしたがつて被告はこれにもとづく処分権を行使するとするなら、その権限の行使過程で一九一九年法にもとづき作成された規則を遵守する義務はないのか、いいかえれば一八八一年法と一九五二年規則との関係についてどう考えるべきかといふことであつた。

第二は、被告が一八八一年法にもとづく免職処分権を依然としてもつていて、しかもこの権限を一九五二年規則に定められている手続をふまなくとも行使できるとしても被告は Natural Justice の原理に従つてこの権限を行使すべきであったのかどうかといふことである。言いかえれば一八八一年法には権限を行使するに際して遵守すべき手続規定が存在していないといふことはその権限をいかように行使してもよいことになるのか、それとも権限行使を制約する規定が存在していなくても公安委員会の権限行使は Natural Justice の原理による制約を自明のこととしてうけるのかといふことである。

第三は、被告に Natural Justice の原則を遵守する義務があるとするなら、本件において右原則は遵守されたといえるかどうかといふことである。

第四は、原告は Home Secretary に不服申立をした上により裁判所へ訴える権利を放棄したといえるかどうかといふことである。

これらの四つの争点は公法上の重要な問題点を含んでいて、かつ、当事件を解決するためにはいずれも欠かせない密接な関係にあるものであるが、こゝでは本稿の主題との関係で争点の第二を中心にして以下各裁判所の意見を検討することにある。

- ^① Cooper v. Wandsworth Board of Works, (1863), 14 C. B. N. S. 180; 143 E. R. 414; D. C. M. Yardley, *A Source Book of English Administrative Law*, (Butterworths, 2nd ed., 1970), p. 118.

Book of English Administrative Law, (Butterworths, 2nd ed., 1970), p. 110.

DONOVAN 判事の原告に対する陳述は次のようなものであった。曰く「私は貴君らの裁判を長引かすつもりはないが、こういうこと

曰く「私は貴君らの裁判を長引かすつもりはないが、」^{レバーリー}とも述べておかねばならないであろう。これは争われて
いる中立に基づいて言うのではなく、この審理過程で明らかにされた事実に基づいて述べるのである。その事実は貴君ら
のじかのじか、今無罪を言渡されたブライトン警察部長から貴君らが受けるべきであった（かつそれを期待する資格をもつて
いた）職業上、道徳上の指導をうけなかつたと^{レバーリー}を立証してゐる。ところでは、もし Chief Constable が警察へ賄
路を贈つたと疑われている者の所へ（彼がしたよ^{ウニ}）このそり一人で行つたのが是とされるならば、Heath 君が Mrs.
Barbier の事件において、この例に従つたとしてやむはゞ驚くに当らぬことである。まだやし部長が（彼が行つたよう
に）自分の個室へ、何回も罪を犯し弱い者いじめをしてゐるかけ屋（bookmaker）の入室を許しそれぞの者とほとんど同
僚のように一定の事項についての警察の政策について話し合つたことが証明されたならば、Hammersley 君が重大な犯罪歴を
もつてゐる地区の一市民と休日に出かけ^{レバーリー}を間違つてゐるとは、ほとんど否、まったく思わなかつたと驚くに当らな
いだろうと思われるからである。」((1961) 2 All E. R. 526)

(4) 同判事は本件の審理過程で明らかになつたブライトン警察をめぐるいくつかの不祥事件にふれたのち、続いて「しかし私がいまのべた事例とか本件中に見い出されるそれらに類似の別の事例とかは、将来、刑事訴追がなされた際に同警察の警察官が証言をする時、彼らの信用を落させるために利用されるであろう（あるいはそのようなことがあるかもしれない）といふことを今、予見することは難しくない。そして場合によつてはその結果は不幸なることとなるであろう。」の予測との危険性は新しい影響力を与え、そして最近みられたのとは異つた範を示すような新しい指導者が同警察に配置されるまで残るであろう。これはこのような事項についての責任を負わされている関係当局者の注意を引く事項であると思うので、私はそれらの人々の領域にふみ込もうとは思はない。がしかしのこととはまた裁判所における裁判の執行にも影響を及ぼすと思われる所以、以上のような見解を表明してもやしつかえなかろうと私は思ったのである。」(1961) 2 All E. R. 527) と述べた。

(5) 第 1 檻平事よりの めんとう推測 コトニテ (1961) 2 All E. R. 526.

(6) (1962) 1 All E. R. 838.

(7) (8) (1962) 1 All E. R. 838.

(9) (1962) 1 All E. R. 838-839.

(10) (1962) 1 All E. R. 839.

(11) Municipal Corporations Act, 1882 (45 & 46 Vict. c. 50), S. 191 (4): “The watch committee, or any two justices having jurisdiction in the borough, may at any time suspend, and the watch committee may at any time dismiss, any borough constable whom they think negligent in the discharge of his duty, or otherwise unfit for the same.”,

(1962) 1 All E. R. 839-840.

(12) ibid., 840.

(13) (1961) 2 All E. R. 530.

(14) ibid., 531.

(15) ibid., 531. 這一處置処分は the Police (Discipline) (Deputy Chief Constable, Assistant Chief Constable and Chief Constable) Regulations, 1954 (S. I. 1954 N. 1688) に「Deputy Chief Constable もだせ Assistant Chief Constable, Chief Constable が規律違反の罪または刑事犯罪を犯したる者べしの處置たなせ由立を取扱つた場合にリせ」 Police Authority はもだせ人物が規律違反の罪で告発されたるに決定されたるか否だせば規限由立に定められたる懲戒処分手続が終了するまで前該人物を停職処分に処するがやね。」と規定してある。(1961) 2 All E. R. 531.

四

Queen's Bench Division と STREATFIELD 幹事は 1961 年四月十九日被告勝訴の判決を下した。その判決

理由の整理を簡単にしておく。①公安委員会は 1 ヶ年法によるくへ免職処分権を依然として有する。②この

権限の行使は一九一九年法にもとづき制定された規則上の手続に拘束されない。すなわち一九五二年規則の手続を遵守せずにこの権限を行使してよ。③しかし、この権限は Natural Justice の原則に従って公平に行使されなければならぬ権限である。④本件において Natural Justice の原則は遵守された。⑤以上の判断に誤りがあるとしても、原告は一九二七年法にもとづいて Home Secretary が不服申立をしたのみにより、一九一七年法の finality clause の拘束をうけ、本件を裁判所で争うべきであなとしやうめのであつた。⁽¹⁾

ソリで注目すべきは同判事が一八八一年法による免職処分の行使権は Natural Justice 則の拘束をうけると判断した点である。第一審の裁判において、原告側弁護士はこの権限は右原則に従つて公平に行使されるべきだと主張したのに対し、被告側弁護士は「一八八一年法に基づく権限は全く無制約なものである。したがつて Natural Justice 則は適用されない。実際、公安委員会は彼らが善意で行動する限りにおいて彼らにとって正しくと思ふ」と何でもすることができる」と反論していた。この両当事者の主張に対し次のように公安委員会の権限の性格はいかなるものであったのかという視点より出発し、原告支持の判断を下すのである。

曰く「私は」の問題に関しては原告側弁護士の主張に賛成である。私は公安委員会が行つていふことはどんなことであるのかについて我々は考えなければならないと原告側弁護士が述べたことは正しいと思う。それはその行為の結果、ある人が損害を与えられたり、財産権を剥奪されたりすることがあるのであるから単なる行政事項 (Administrative Matter) ではないのである。公安委員会がここで行つていたことは国会法（）の法律自身は上訴権を与えていない）の下で非常に重大な処置をすることであったのである。すなわち公安委員会はある人物を罷免したり、五十八歳の人物からその生計を奪つたり、その人物から彼が積み立ててきた年金の権利（もちろん公安委員会はその人に

対して彼が積み立てた保険料を返す義務はあつたけれども）を奪う権利行使していたのである。以上のすべてにより、われわれは引き起⁽³⁾される結果の重大性に注意を払わなければならぬと考える」と。すなわち公安委員会の権限の内容は単なる行政事項に関するものではなく、人の権利にかかる重大なものである」とを指摘するわけである。ではこののような内容をもつ権限はいかよに行使されるべきか。同判事はつづいて一九一五年の *Arlidge* 事件における Viscount HALDANE の例の見解を引用したのを「tribunal は通常の司法裁判所の手続にしたがう必要はない」という」とは一般的に認められている原則である。が、tribunal が司法的に行動しなければならず、したがって各当事者にその言い分が聞かれる機会を与えないければならない場合が存在するのである⁽⁴⁾とする。では今回の事例はその司法的に行動すべき場合に該当するのであらうか。それを考察する上で公安委員会の機能を司法的と判定している一九三七年の *Cooper v. Wilson* 事件（一九一九年警察法にもとづく規則下で起つた警察官罷免事件）における GREER 判事の意見を引用している。それは「規則にもとづいてある警察官の公安委員会に対する罷免申請は Chief Constable の決定の確認を申請するという形式をとるのであるが、それにもかかわらず、それは公安委員会に対する罷免申請なのである。したがつてそれは司法的もしくは準司法的に行動している公安委員会によって聴問された上で決定されなければならないのである。公安委員会が確認する前に Chief Constable の前提となる決定が存在しないかぎりそれは罷免としての効力をもつ」とはできないのである⁽⁵⁾ といふのであった。そしてこの事件は一九一九年法の下で作られた規則にもとづく罷免事件であるという相違点を認めつつも公安委員会の機能に関して本件との類似性を読みとろうとするのである。

曰く「私は一八八二年法（これは依然として効力をもつと考える）にもとづく免職権と一九一九年法下の規則にも

とづいて得られる免職権とを異めたものとして考えるという結論に達することはできない。とくに上訴権が存在していない時にはなおむしである。私は以上の理由により原告側弁護士が一ハハ二年法にもとづく免職処分権の行使は公平かつ善意で Natural Justice 則にしたがって行使されねばならないと述べてゐるのは正しいという判断に達した。⁽⁷⁾

」の STREATFIELD 判事の見解の特徴は、公安委員会の行使している権限の性格をその権限行使結果の面から注目しなくてはならぬ点にあるといふべきである。すなわち」の権限の行使された結果引き起こされる事態の重大さを指摘し、」の権限が個人に重大な影響を与えるという認識に立つたうえで権限行使の方法の問題を考察しようとした点にある。だが」のような特質を示しながら結論に至る過程に問題点がある。すなわち結論として権限は Natural Justice 則に従つて公平に行使されるべきだと判断を下すわけであるが、ではなぜそうあるべきかといふ点について」は論理に明確性を欠いてゐるのである。Lord HALDANE の意見に依拠して tribunal は司法的に行動しなければならないという大前提を立てたこと自体は」をして、本件公安委員会の当該権限行使が」の Lord HALDANE が考えていた tribunal の権限行使に該当するのかどうかといつての検討面があまり説得性をもつてゐるとはいえないのである。」の段階の認定作業はただ一九三七年の Cooper Case 判決中で公安委員会は司法的能力で行動していくと判定をうけているからその判断を本件に適用すると」も終つてゐるからである。行使される権限の性格に着目するという思考の出発点において特質を示し、かつ結論においても五十年代の類似事件判決の考え方をくつがえす方向を示していきたことを考へるなら結論へ向う過程の分析不足が惜しまれるといふべきであらう。」のように論理づけそのものに問題点が残る」とは別にして、公安委員会には、Natural Justice 則を遵守する義務があつたとした上で、第一審裁判所は本件では」の原則は守られていたと判定し、ゆいて原告の請求をしりぞけたのである。

第一審判決を不服とする原告は控訴したが一九六一年一月三十日 Court of Appeal は第一審判決を支持して控訴棄却の判決を下した。ただ判決の根拠は一審と少し異っていた。大要を示すなら①公安委員会は一八八一年法にもとづく免職処分権をもつていて、②この権限は一九五二年規則に基づく免職権とは別個の権限である。ゆえに同規則の手続規定に拘束されない。③この権限は Natural Justice の原則に従わなくとも行使である。④原告は Home Secretary に不服申立をした」とにより裁判所へ出訴する権利を放棄した。ところものであった。⁽⁹⁾これより明らかなる原告の主張を認めないと、いう結論においては一審判断と同じであるが、公安委員会が Natural Justice 則を遵守する義務を負っていないとする点においては一審判断を大きく異にしていたのである。⁽¹⁰⁾この点が本稿の主題との関係で興味をひく点である。Court of Appeal の三名の判事は、⁽¹¹⁾本件における公安委員会の Natural Justice 則遵守義務を否定したわけであるが、その論理はおのおの以下のようなものであった。

Holroyd PEARCE 判事は「この事件は規則を適用するには適切でなかつたので公安委員会は一九一条の四項に基づいて依然として現存している公安委員会の残余権限に訴えたのである」⁽¹⁰⁾として公安委員会が本件において一八八一年法による権限を行使したことの正当性を認定したのち「この残余権限を使用するに際して被告は行政的な機能を果してはいたのか、それとも準司法的な機能を果してはいたのであらうか」と公安委員会の果してはいる機能を問題にするのである。これは正に伝統的手法による問題の提起であった。そしてこれに対する一般的原則として「もし取調べ（inquiry）が必要であったのなら、被告は司法的もしくは準司法的に行動しなければならなかつたであらう」と述べる。では本件において被告はこのような義務を負っていたのであらうか。この問題に対する答を一八八一年法の例の権限付与規定の解釈より引き出そうとする。

曰く「回頭の表現は非常に広いものである。それは『公安委員会は職務の怠慢あるいは不適任と考える警察官を誰でも免職させてよい』となつてゐるのである。公安委員会は自らの裁量にもとづいて任命したり罷免したりであるのである⁽¹³⁾』と。すなわち同法は公安委員会に広範な権限を与えていてそこには何らの制限規定がおかれていないというところなのである。」の如き⁽¹⁴⁾他の事件との対比において立証せんとしている。

一つは一九五一年の Nakkuda Ali 事件⁽¹⁴⁾であり、それについて同判事は「一九五一年の Nakkuda Ali 事件において Ceylon の Controller of Textile も『Controller がある業者は業者として継続をす」と許すには不適切であると述べたに足るだけの合理的理由を抱く』場合には免許を取消す権限をもつていたのである。これらの表現は『公安委員が怠慢ありと考へる警察官を免職してよ』という表現ほど広いものではない。Privy Council は免許取消に際して Controller は争ひとなつてゐる問題に裁決を下したのではなかつた。彼は行政的な行動をとつてゐたのであると判決した⁽¹⁵⁾とのべる。すなわち一九五一年⁽¹⁶⁾ Privy Council が行政的と判定した当該当事者の行使していた権限の根拠となつた法文の表現は本件の法文ほど幅広いものではなかつたといふことなのである。逆にいえば本件法文よりより限定された法文にもとづく権限行使が司法的と認定されなかつたのであるから、それよりより広い権限を付与されている本件公安委員会の行動はなおさら司法的とはいえないという論理なのである。

こま一つ対比している判例は、原告が依拠してゐる一九一八年の De Verteuil v. Knaggs 事件である。⁽¹⁶⁾この事例は大要次のようなものであった。この事件においては Trinidad の知事は、彼が納得するだけの十分な理由が示されてゐる場合⁽¹⁷⁾ (on sufficient grounds shown to his satisfaction) は移民の年季奉公契約書のある雇用者から別の雇用者へ移す権限をもつていた。原告の土地に年季奉公を入れられた移民が他へ移されるべきであると、こう納得のいく

だけの十分な理由が示されたかどうかということを調べずには、知事は彼に託されている義務を適切に果す」とはできないと判断された。その判決中で PARMOR 判事は次のように述べていた。「われわれは」のような取調べを行ふに際しては特別な状況は別として、この苦情が申し立てられている人物に対してその人物に不利益をもたらすような関係陳述を正したり、あるいはそれに反論したりする公平な機会を与える義務が存在していると考える。⁽⁴⁾」と。

この事件に対しては PEARCE 判事は「しかし『彼が納得いくだけの十分な理由が示される』という表現は取調べ(inquiry)がなされるべきであるといふ」とを默示している。しかしこの表現は『彼が怠慢であるというふうに考える警察官を誰でも解雇してよい』という表現とは非常に異っている⁽⁵⁾と判断するのである。すなわちこの事件の該当法文からはその権限行使者の司法的義務が引き出されうるが、本件の法規からはそのような義務は生じてこないといふことなのである。あくまでも法解釈よりこのような義務の存否を決しようとするわけである。

そして最後に同判事は「私は一九五一年の Nakkuda Ali 事件における Lord RADCLIFFE の理由づけが本件に適用ありと判断する。第一審判事のこの意見に敬意を表しつつも私は、被告は一八八二年法の一九一条四項にもとづく彼らの残余権限の行使に際して司法的もしくは準司法的性格をもつた取調べを行う義務はなかつたという見解をとる次第である。すなわち彼らは行政的な行動をとつていたと考えるわけである」と結論を下す。⁽⁶⁾

HARMAN 判事も Nakkuda Ali 事件の Lord RADCLIFFE の論理に依拠しつつ、本件の権限行使が行政的な性格のものであったことを次のように明言している。曰く「私は原告を免職するに際して被告は正に原告を任命した時に行動した」と行政的資格で行動していたと思う。……もちろん公安委員会は誠実に行動しなければならないがしかし公安委員会は彼らの見解より以上のものによっては拘束されないのである。十分な理由 (for good cause) とか、

適切な理由が示され (on proper grounds shown) とか、正当な調査のやう (after due inquiry) とか、これらに類似した表現は何ら存在しないのである。……私は被告は一人の相対立して居る当事者間の問題を決定していかなかつたと判断する。そこには争いは存在せず、決定すべからぬは何も存在していなかつた。被告は彼らが一八八二年法の一九一条四項によつて任命をしたとおもうであつたのと正に同じよう行政的機能を果していた。したがつて私は Natural Justice の原則は本件には入り込んでいたと判断する。³⁰」

DAVIES 判事も本件法律中の “whom they think” や “表現と、他の判例中で問題とされた法律中の “on sufficient grounds shown to his satisfaction” や “his reasonable grounds to believe” や “表現との間にば相違があるとする所によれば、公安委員会による本件での権限行使は行政的なものであつたといふ結論を導き出していく。

以上みておだりとく Court of Appeal の三判事はいずれも権限が司法的かと云ふ伝統的な思考基準に立つた上で、当該機関に権限を付与して居る規定の解釈を通して本件権限の性格を行政的と認定したのであつた。それは同法的行動の義務を負うて居るか否かは権限を付与して居る国会法の法文自体から決めることができぬという立場を明確に表明したものであつた。それは法律が当該行政機関に対し権限行使に先立つて inquiry を行う義務を課して居るとかに司法的行動の義務が生ずるといつものであつた。そしてこの inquiry 開催の義務は明文または默示の規定により課されて居るところ、そのよつた義務を引き出す規定の例として “on sufficient grounds shown to his satisfaction” 条項とか、“for good cause” 条項とか、“on proper grounds shown” 条項とか、“after due inquiry” 条項をあげるのである。そして本件一八八一年法中にあつて “whom they think” 条項とか Nakkuda Ali 判決における “has reasonable grounds to believe” 条項はこれらの条項とはおへたべ異つたものである。したがつての

法文からいざ inquiry 開催の義務はどうぞ、あれに司法的行動の義務が課せられたとは考へられないとあるのである。されば五〇年初めの Lord RADCLIFFE と Lord GODDARDE により展開された考え方とまったく同じ型の思考を示してゐるのである。ハリッズ第一審の STREATFEILD 判事が権限の性格をその行使の結果が与える影響の重大さの面よりいふと、その角度から手続則の問題を解明せんとした方向は一切見られず、権限の性格はその法定されてくる条件からおのずから決まつてゐるのでありしだがつて法定されじる以外の条件による拘束をうけることはなほところ立場、すなわち法文上に表明されていふのだけをもつて国会の意思とする立場が顕著に表明されてゐるのである。この解釈方法そのものは司法部にとって変則的なものでなくむしろ正統なものの一つであることに相異なるが、本件におけるこの解釈方法の結果の果す機能を第一審論理と比較するかあらそいには大変な相異点が存してゐたわけである。

(1) (1961) 2 All E. R. 532, 534, 536, 538.

(2)(3) ibid., 534.

(4) ibid., 535.

(5) (1937) 2 All E. R. 726.

(6) (1961) 2 All E. R. 535.

(7) ibid., 535-536.

(8) 第一審判決以上の評議出議ムーヴ G. GANZ, "Dismissal of chief constable: the Brighton Case," (1961) *Public Law* pp. 342-346; S. A. de SMITH, "The Brighton Conspiracy Case and Administrative Law," 25 *The Modern Law Review* (1962), pp. 455-458. おほほ。

(9) (1962) 1 All E. R. 841, 844, 846.
同上註 ibid., 843.

(14) Nakuda Ali v. Jayaratne (M. F. De S.), (1951) A. C. 66.

(15) (1962) 1 All E. R. 843.

(16) (1918) A. C. 557.

(17) (1962) 1 All E. R. 844.

(20) ibid., 849.

(21) ibid., 852.

(22) 第一審の第1審判決の相違点を鋭く指摘して、S. A. de SMITH, op. cit., 456.

(23) (1951) A. C. 66; (1953) All E. R. 718; (1954) All E. R. 118.

(五)

第一審判決を不服とする原告の上告に対し House of Lords は一九六二年三月十四日、自由の判断を示した。それは上告人の言ふ分を認めねるものであり、その結果、Court of Appeal の判決は破棄された。しかしにおいても下級審において争われた四つの争点は依然として持たれていが、公安委員会の一八八一年法に基く権限の有無について五名の全判事の間に意見の相違はみられず下級審判事の見解と同じくその権限の存在を肯定的に解していった。⁽¹⁾ 従つてヒルの最大の争点はこの権限を行使するうえでの条件に集中された。すなわち、公安委員会はこの権限をなんらの条件をも付されないとなくかのようにでも行使であるのか、あることはそこには権限行使に対するある一定の制約が存していのか。制約が存しているとすればそれは何にもとづく制約なのか。一九五二年規則という実定法により課せられた制約なのか、それともこの規則の制約は受けないのか。この実定法上の制約を受けないとしても Natural Justice 則からの制約をうけたのか。実定法上の原則でないの Natural Justice 則の制約をうけるとすればその理

由は何か。また逆にその制約をうけないとすればその根拠は何か。また、一九五二年規則の制約にしむ、あるいは Natural Justice 則の原則にしむ、なんらかの権限行使上の条件の遵守義務があつたとするなら、はたして本件における義務は守られたといえるかどうかといふ、等がその中心問題であつた。そしてこれにあわせて finality clause の存在との関係で原告が司法救済をうける」の可否という問題が同時に論じられてゐるわけである。これら の争点につき判事の見解に相違が生じ四対⁽²⁾の比で上告人の主張を認める判決が下されたわけである。これら 見解の背後に、一定の権限の行使には必ず一定の制約が存するという手続的正義の観念を共通に読みとれることができ、 ゆえに、この判決は戦後英國公法上の画期的判断の一つとして迎えられたわけである。以下その論理を本稿の主題との関係で争点⁽¹⁾にしほりて分析してみよう。

Lord REID は本件における Natural Justice 則遵守義務の存否をまず次のような点より判定する。それは解雇といふ事態が生ずる関係を分類してみると、各々の場合に Natural Justice 則の遵守義務が生ずるかどうかを先例に 照らして判定するという方法である。彼は三種類の解雇が存するわ。第一は普通の雇傭関係下で起る解雇 (dismissal of servant by his master) であり、第一は国王との雇傭関係等から起る解雇 (dismissal from an office held during pleasure)，第三は第一以外の職務からの解雇 (dismissal from an office where there must be something against a man to warrant his dismissal) である。⁽³⁾

第一の関係における解雇と Natural Justice 則との関係につき次のように述べる。曰く「雇傭契約 (contract of service) の特定履行 (special performance) はありえない。従つて、雇傭者は被雇傭者との契約をいつても、どんな理由でも又は理由なしに終了されるとがわかる。しかし雇傭者が契約によって保証されていない方法でそれ

を行うなら彼は契約破棄のゆえに損害賠償を支払わねばならない。ゆえに純粹な雇傭者、被雇傭者の事例における問題点は決して雇傭者が被雇傭者の言い分を聞いたかどうかに依っているのではない。すなわちそれは公判で明らかになつてゐる事実が契約の破棄を立証するかどうかに依つてゐるのである。⁽⁴⁾ と。Master and Servant の関係における解雇では Natural Justice 則の遵守義務問題は生じないといふのである。しかし「本件は」の種の事例には該当しない。何故なら Chief Constable は公安委員会の被雇傭者 (Servant) でないし、あた実際他の誰の被雇傭者でもないからである。⁽⁵⁾ とある。第1の関係については「その職務の任期 (tenure of office) が制定法によつて定められてゐる判事とかその他の者は別として、女王の官吏 (all servants and officers of Crown) は全て女王の随意によりその職につかせる。そしていのうとは植民地の裁判官にまで適用されたのである (Tenell v. Secretary of State (1953) 2 All E.R. 490)。⁽⁶⁾ ような官吏は解雇される前に自分の軸の分を聞くための権利を何も持つてゐないと常に判断されたと私は確信する。そしてその理由は明白である。解雇権限をもつてゐる者はその官吏の雇傭に反対を表明する必要がないからいかなる理由をものぐる必要はないのである。いのうの分野に関する先例の立場を説明したのち「私は、その職務が単にある者の随意により保有されてゐる場合には解雇権を持つてゐる者はその理由を明らかにする義務はない」といふことに全く賛成である。おそらく解雇権者は多くの事例において官吏を解雇する」とを決定する前にその者に解雇について告げ、その者の言い分に耳を傾けてあたし、傾けるであらう。しかし、もし解雇権者に理由をのべる義務もなく、やうやしないなら、それから、もし裁判所は彼にそうちよいう要求でやらないのなら、解雇する前にその官吏の言い分を聞くことが公平なのかどうかを裁判所は決定できないであらう。けれどもまた、本件はこの種の事例には属していないのである。本件では、一八八一年法は怠慢と不適任といふ理由によつて

いてのみ公安委員会が措置を講ずるゝとを認めていぬのである。⁽⁷⁾ かかる。第一の関係においても Natural Justice 則の問題は生ずる余地はなく、かつ本件はこの種の事例に属さないと云ふのである。従つて、本件は第一、第一の事例以外で第三に属する職務例となつたわけである。問題は第三種の関係における Natural Justice 則遵守義務の存否にあつた。それにつき彼は「」の第三種の事例においては私は、官吏はまず第一に自分に対し申し立てられている」と云つて告知され、それから次に自分の弁明、説明を聞いておひつゝとなしには法律上、解雇されえないという趣旨の一貫した先例の流れを見い出すのである。⁽⁸⁾ とのぐる。第三種の関係下での解雇が有効であるためにはその前提に解雇権者の告知、聴聞義務の遵守という事態が存していなければならぬと云ふ、すなわち解雇権行使者に Natural Justice 則の遵守義務があるところが先例の一貫した立場だとするのである。その先例として一六一五年の *Bagg's Case* (⁽⁹⁾ パリマス市民権剥奪事件)、一七九九年の *R. v. Gaskin* (⁽¹⁰⁾ parish clerk の解雇事件)、一八四四年の *R. v. Smith* (⁽¹¹⁾ parish clerk の解雇事件)、一八五一年の *Ex p. Ramshay* (⁽¹²⁾ county court judge の免職事件)、一八九一年の *Fisher v. Jackson* (⁽¹³⁾ clerk to the sheriffs court の免職事件)、一九二七年の *Cooper v. Wilson* (⁽¹⁴⁾ 警察官の免職事件)、一九四七年の *Hogg v. Scott* (⁽¹⁵⁾ 警察官の免職事件) を指摘したうえでこれら先例のとつてゐる立場に立てば原告の主張の方が完全に正しいとするのである。⁽¹⁶⁾

」のように解雇に関する先例を見る限り上告人の場合のような事例においては、解雇権を行使する者は Natural Justice 則を守る義務があるところのが裁判所の一貫した立場であることが判明したわけである。しかし被上告人公安委員会は「」のような先例に立脚して Natural Justice 則の遵守義務なしとする反論を展開してゐたのではなく、それは財産権とか特権という解雇とは異つた問題に関する先例、特に一九五〇年代の先例に依拠していたのである。そ

「」¹⁾ 次に Lord REID は「」²⁾ のような財産権、特権に影響を与えるような決定を下すに際しての Natural Justice 則の問題はいかように考えられてきたのかその先例の考察にうつるわけであるが、それに先立ち彼は一九五八年三月七日に公安委員会がとりえた決定には三種類のものが考えられると指摘する。曰く「第一は上告人を Chief Constable 職に復職せしむ」と、第二は本人を免職せしむと、第三は本人に辞職するよう求めしむのである。後者³⁾の間における相違点は免職は年金を受けたる権利の剥奪を含んでいるのに対しても本人に対する辞職勧告はそれを含んでいないことである。⁴⁾ 実際には公安委員会は第一の道を選択したわけであるから、その決定は結果として上告人のむいていた年金をうける権利を剥奪したものであった。ではこののような財産権又は特権の剥奪行為と Natural Justice 則との関係はどうに考えられてきたのであらうか。Lord REID はその先例につき被上告人が依拠してしむ一九五〇年代の判例に先行する十九世紀の判例に遡って考察を開始するのである。

まず一八六三年の違法建築の取り壊し権限に関する *Cooper v. Wandsworth Board of Works* 事件をとりあげ、そこにおける ERLE, C. J. の「何人も聴問される機会をもたずしてその財産を剥奪せられるべきでない」というくりかえし承認された条件⁵⁾の権限は服すべしである。そして「」⁶⁾の原則は District Board の家屋の倒壊を命ぜる行為よりも一般的な意味でも「と司法的でない行為に対しても適用せられたのである。⁷⁾」⁸⁾ と意見の WILLES 判事の「」⁹⁾のルールは普遍的に適用せられしもので最も平明な正義則 (the plainest principles of justice) に基づいてしむのである。¹⁰⁾ ところ見解と「当事者は聴問せられるべし」とを求める明確な文言が制定法中に存在しない訳でないしむ、コモンローの正義がこの議会の不作為を補うであらう。¹¹⁾ ところ BYLES 判事の意見を引用する。そしてこのような裁判所の姿勢は一八九〇年の *Hopkins v. Smethwick Local Board of Health* 事件にうづつがれ、ま

た」の原則はその他の異った情況の事件でも適用されたとして、一八七八年の *Smith v. R.* 事件⁽²²⁾、一九一八年の *De Verteuil v. Knaggs* 事件⁽²³⁾、一八八五年の *Spackman v. Plumstead Board of Works* 事件⁽²⁴⁾、一八七四年の *Wood v. Woad* 事件⁽²⁵⁾、一九〇六年の *Lapointe v. L'Association de Bienfaisance etc.* 事件⁽²⁶⁾、一八七八年の *Fishers v. Keane* 事件⁽²⁷⁾、一八八一年の *Dawkins v. Antrobus* 事件⁽²⁸⁾、一九一八年の *Weinberger v. Inglis* (No. 2) 事件⁽²⁹⁾ 判決を指摘している。そして「私はもし現在の」の事件が二〇〇年か四〇年前に起つていたなら裁判所は「の問題を私が拠つてゐる先例にのづいて上告人に有利に決める」と何らの困難をも見出さなかつたであらうと思う。私の知る限りにおいて、これらの先例のどれもかつて承認されなかつたり疑問を抱かれたりさえしなかつたのである。⁽³⁰⁾ とのべる。すなわち、第一審判決が考察の対象にしていない一九世紀から一〇世紀初めの先例によれば財産権とか特権の剥奪行為においては *Natural Justice* 則の遵守がその前提条件として存するところのがこれまた裁判所の立場であつたといふ」となのである。この立場に立脚する限り上告人の主張を認める判断が結果として引き出されるというのが Lord REID の論理的帰結であるのだが実際には第一審においては上告人の見解は退けられ、そしてその判断は最近の判例に依拠して正当化されたのである。そこで次に Lord REID は何故、第一審裁判所においてそのような判断が下されるに至ったのかその原因についての考察にふりわけである。

Lord REID は少くとも三つの事項がその原因となつてゐるとする。その三事項とは第一に、現代になつてからの立法で大臣や他の政府機関に広範な任務が課されるようになり、それについてその広範な任務に対し *Natural Justice* 則を適用しようとする事件が多く生じてゐた。しかし、このような事例においてはこれらの原則の適用には一定の限界があると考えられてゐた。そして Lord REID の見たところでは、一般的には、この制約の適用があるとは思

えながら、ような事項に関する他の決定による制約と、うものが影響を与える傾向がでてゐたところである。第一に、それが原則は戦時立法から起つてくる事件に於てはその適用には一定の制約があると考えられていたといへる。第二に、それがどのような制約が他の事例に影響を及ぼす傾向がでてゐたところである。第三に、一九二二年の R. v. Electricity Comrs. 事件における Lord ATKIN の判断についての誤解が存在してゐたところである。以上三點が Court of Appeal 判決の背後に横たわるその誤りの原因だとするわけである。⁽²⁾ 当初判決をして画期的判断と評めしめたところの Lord REID の大胆にして透徹した分析にあつたところでも過謹ではなかろう。以下、こゝまかしくわざわざの論理を追つてみだら。

第一の原因として指摘した」とに関して Lord REID は、彼が吟味した十九世紀後半から二十世紀初めにかけての事例に於て Natural Justice 則の遵守義務ありとされた各事件中の権限行使者の機能といふ点を指摘している大臣、政府部門の機能との相違点につき次のように説明する。曰く「私がとりあつかつておいた類の事例においては Board of Works とか Governor とか Club Committee とかは単一の孤立した事件をとりあつかつていた。それは訴訟における判事のように、自分の前に立てる人物の権利が何であるかを決定してしまひなかつた。しかしそれはその人物はいかに取り扱われるべきかと云ふこと——すなわち、刑罰を課す際の判事の任務に類似した」と――を決定していた。おそらく、政策と云ふのが決定においていくらかの役割を果すであろうが、それは判事が刑罰を課す時にゐなかつたのである。従つて、のうな機関が、のうな事項について考察し決定するに際して準司法的な任務 (quasi-judicial task) を遂行して、と判断し、司法的性格を帶びてゐる全ての手続 (all proceedings of judicial character) によつて不可欠の事項、すなわち、Natural Justice 則の遵守を、のうな機関に求められるべき簡単なことである。

時には大臣や政府部門の機能もまた「のような性格を帶びること」がある。その時には Natural Justice 則をほとんど同じ方法で適用できるのである。しかし、もとひんぱんに彼らの機能は非常に異った性格を帶びてはいるのである。もし大臣が一つの計画、たとえば、重要な新道路計画をしようかどうかを考えているとすれば彼の第一の関心はその道路建設が個々の土地所有者の権利に与える損害についてではないであろう。彼は全ての種類の公共の利益についての問題について考えねばならないだろうし、また、おそらくはいくつかの代りの計画についてでも考えねばならないであろう。彼は個々の反対者の運命よりも彼の政策の遂行の方により重要性を置かざるをえないであろう。従って裁判所が、大臣は Board of Works が家屋は倒されるべきかどうかを決定する時と同じような方法で行動すべきだとか行動でやめるとか言つるのは全く譲りであろう。その上、別的重要な相違点が存在しているのである。Local Government Board v. Arlidge 事件において明らかにされたりふへ大臣はすぐでの「」を自分自身ですね、「」せやない。それで、彼の下にいる官吏達が個々人による反対をも含むすべての事実を集めて詳しく検討しなくてはならぬだね。従つて、公共事業を遂行するうえで通常認められているやり方が、異つた種類の事例においては Natural Justice 則によつて与えられるのと同じ十分な保護を個々人に与えないとしても何人も不平を言へばやがな」とある。^{（註）}これは、從来裁判所が Natural Justice 則の遵守義務を課してきた者が果してらる機能と大臣等が公共事業を行う際に果してらる機能との間には「のような差異があり、そこからして Natural Justice 則の適用にも一定の差異が生じた」とを明らかにしたのである。そして、「」のように同じ行政機関の行為を一つに分けてとらえようとする真意は、後者における Natural Justice 則の制限適用論が本来前者に属している事例にまで拡大適用される傾向を戒めるものにあるとみるべくである。

次に第二の原因である戦時下立法に関して次のように述べる。曰く「より古い先例は、個人の権利に対する行政機関による干渉を認める多くの規定の上に、裁判所がいかにして Natural Justice 則を移植したかを明白に立証している。国会は裁判所がそのようなことをするとこう長い間続いてきた習慣をもつて居ることを十分に知っていた。従つて国会は特定の法律が反対の意図を示さない限り裁判所にそのような習慣をつづける権限を許したものだと解釈されるにちがいない」ということをも十分熟知していた。そしてこののような意図は明文規定からと同様に合理的な推論により明らかにすることが可能である。国防に関する諸規則が作られた情況からして、またそれらが扱っている主題からして、多くの事例において少くともその意図は Natural Justice 則の排除にあつたにちがいないというのが合理的にしてほとんど不可避的な推論であるかのように私には思える。戦時における秘密だけがこのようなことをしばしば要求するだらう」、また仕事が迅速性を要するところが今一つの理由であった。しかし誰かが Natural Justice 則の一時的放棄は戦時状況が要求する犠牲の一つであるとはありとのべるだらうとこうよくな」とは期待しえなかつた。なぜならそのようなことはほとんど驚愕と失望を生み出すようなものだ。たゞ、国防規則の一つは正にこのような状態を防ぐことを目的としていたからである。やうに私は別の事実から同じ結論を引き出してみたい。多くの規則の中には戦時におけるより実効性のある (Natural Justice 則に代わる) 代わりの安全弁が設けられている。眼が、どんな重大な事項であつても官吏は確信するだけの合理的な理由をもたねばならぬ (must have reasonable cause to believe) という客観的規準が設けられていたのである。それで私は、Natural Justice 則は戦時立法から排除されたといふ判断はどれも本件のような古いタイプの事件、すなわち、Natural Justice 則に関するもののような修正が必要になるずっと以前に通された法律の解釈を含んでいる事件をとりあげて際に大きな重みをもつてゐる

とみなされるべきだとは思いたくないのである。そしてやの當時に於ては裁判所は一八八一年の Municipal Corporation Act の s. 191 (4) ような条項に Natural Justice 則を適用するのが慣例であつたし、また国会はそれを十分承知しておいたのであつた。⁽³⁾ 」と。

ソードの見解は次の三つの段階をふんで一八八一年法中々 Natural Justice 則条項を読み、ゆべらるぬのである。
第一に Natural Justice 則の行政機関への適用をめぐり国会と裁判所との間には一定の了解事項が存していいたところ。すなわち裁判所は行政機関が国民の権利に干渉する立場にある場合には Natural Justice 則の遵守を当該機関に求めねむる態度を表明する慣行を古くからもつており、そして国会はこの司法部の慣行に精通していた。したがって国会が立法上、この慣行を否定する意思表示を行わないがきり裁判所は常に司法部の右のような慣例は国会の承認をえたものと解するであろうとするとも国会は承知しておいたということである。

第一に、国会の Natural Justice 則適用を否定するという意思は明文規定からと同時に默示の意思表示からゆづかむ」とが可能であるふつゝある。この解釈方法を戦時下立法に適用すると戦時下立法は Natural Justice 則を排除してしまつたことが判明するとする。すなわち、国防に関する規則を作成した状況から国会の右のような意思は推測されるると同時に、戦時下立法中々 “must have reasonable cause to believe” という条項が挿入されていたことからゆづかむ」とがわかるとする。この条項を Natural Justice 則に代る安全弁とみなすのである。

第三に、戦時下の立法が Natural Justice 則を排除したところとはたとえ事実であるとしてもそれはこの戦時立法についてだけ言えることであり、戦時以前に通された法律についてはこの認定は適用されないとこうしたなのである。すなわちソードおいて戦時という特殊異常な事態における例外的措置をそれ以外の立法に拡大することをしまし

めるのである。」³³のよう拡大する」とは前述した Natural Justice 則適用に関する国会と裁判所の了解関係に反するハンドである、しかされば国会の意思ではなじむべきものである。又えに一八八一年法下で行動する公安委員会は Natural Justice 則の遵守義務が生ずるところとするのである。

最後に第三の原因の考察に入る。さわやね Lord ATKIN の論理とどうものが誤解されてきた結果事態は一層複雑になつて来たとして、その誤解は「いかにして生じたかを次のように説明する。

すなわち一九二三年の R. v. Electricity Comrs. 判決中で ATKIN 判事がのべた例の「臣民の権利に関する問題を決定する法律上の権限を持つ、ヤード同法的と行動する義務をおびてゐる機関」という一文について、一九二七年の R. v. Legislative Committee of Church Assembly 判決の中で HEWART 判事が次のような注釈を加えたのである。それは「ある機関が必要条件 (required test) を満たすためにはそれが臣民の権利に関する問題を決定する法的権限をもつてゐる」というだけでは十分ではなま。そのような性格に加え、さらにその機関が司法的と行動する任務をおぼててゐる「性格がなくてはならない」³⁴とさうゆのであつた。³⁵Lord HEWART の解釈に対し Lord REID は次のふうに述べる。曰く「ゆ」Lord HEWART がある機関が Natural Justice 則を遵守すべしと判定されるにはその機関が個人の権利は何であるかかつて決定する義務を単に持つてゐるだけでは十分でなく、司法的に行動する義務を課すためのそれ以上の何かが常に存在していなくてはならない」ということを意味していたとするならば、私にはその解釈がそれ以前の先例と一致するとは思えない³⁶と。そして初期の先例を例示し、それとの不一致を指摘すると同時に「」の HEWART 判事の解釈は Lord ATKIN が意味したりとはありえないとしてそれを次のように立証しようとするのである。

R. v. Electricity Comrs. 事件においては commissioners は電力地区に関する計画作成に先立つて地方公聴会を開催するという制定法上の義務を負つていたが、実際に作成した計画が法律が予定していた内容と異つていたため、*commissioners* に越権行為があつたとされたものであり、争点は禁止令状を発する上での条件をめぐるものであつた。ヤードは commissioners の手続は純粹に行政的なものであり、したがつて国会によつてのみ統制されうるものだと主張せられたのである。これに対し BANKES, L. J. は「財産と同時に個人にも影響を及ぼすほど広範囲にその影響が及ぶような権限は司法的に行使されるべき権限であつて、行政的に行使されるべきものでも、また PALLES, C. B. の表現を使うなら單に立法作業の一過程として使われるべきものでもない」と判定する道が原則からいへても先例の上からも当裁判所に開かれてゐると思うし、また私は当裁判所はそう判断すべきだと考える」という判断を示したのであつた。⁽³⁾この意見との関連で Lord REID は次のように Lord ATKIN の見解に評釈を加える。曰く「したがつて彼 (BANKES, L. J.) は権限の性格から司法的要素を推論したのである。私は ATKIN, L. J. も同じことを行つたのだと考へる。私が誤解されてきたと述べた一文のすぐ後に彼は種々の事件を引用してゐる。そして私はそれら事件の大半のものの中で、付与された任務そのもの (Lord HEWART の表現を使うなら) 『やむにつけ加えられた』ものを何も見出すことができないのである。たしか Lord ATKIN は何かがさらにつけ加えられたとは言つていなかつた。彼の判決中の以下のような一文は彼が BANKES, L. J. と同じように任務そのものの性格からの任務の司法的性格を推論したところとを私に確信させるのである」と。そして ATKIN, L. J. が commissioners に与えられた権限そのものの性格からその権限の司法的要素を引き出したところ見解を論証する一文として次の箇所を指摘する。それは「本件においては Electricity Comrs. は法律に従つて一地区に joint authority を設

置するかどうかと、その機関にどのような権限を付与するかを決定しなければならない。この問題は必然的に既存の企業者群から既存の権利をいくらか取りあげたり、また新しい機関の支配に彼らが服すということを含めて新しい義務を彼らに課したり、新しい財政上の義務を課したりすることを含んでいるのである。それはまた現在は別の機関に付与されている購買権を移譲されるかもしれない人物を新しい機関に配置したりもする。comrs. は「このような新しい機関を国会法に違反した形で創設しようとしているのであり、そしてこのような計画の便宜性についてのおそらく長期に及び費用のかさむ公聴会を開催しようとしているのである。そしてこの公聴会に関しては comrs. は原告側の代表者を強制的に出頭させたり書類を提出させたりする権限を有している。私は計画を決定したり公聴会を開催したりするに際し comrs. は私が引用した先例のとつていた意味において司法的に行動していると考える」⁽⁴⁰⁾ というものであつた。そして最後に Lord ATKIN の見解をそれ以前の裁判所の立場と対比して次のように評するのである。曰く「Lord ATKIN の判断の中には私が引用したようなそれ以前の先例の方向を認めないと」と暗示するような表現は存在していない。それどころか彼はこれらの先例よりさらに一步前進しているのである。というのは私はすでに多岐に渡る権限の行使（この場合には特定の個人に対し与えられる処遇は考察されねばならない多くの事項のうちの一つにすぎないのである）を裁判所が統制することは非常に難しいという私の見解を述べたが、この事件は正にこの種の事件であつたからである。したがつてもし Lord ATKIN がこの事件における権限の性格そのものから司法的因素を推論しようと考へたのであれば、権限が特定の個人の処遇にのみ関係している場合にこのような推論を認めないと「いうようなことはほとんどありえないことであろう」⁽⁴¹⁾ と。

以上、Lord REID は Lord ATKIN の見解に対する Lord HEWART の注釈は誤りであつたとしたわけである

が、その誤解点は司法的に行動する義務に関するものであった。Lord HEWART はある機関が司法的行動の義務を負わされているか否かは、その機関に与えられている権限と並行して司法的行動の義務がさらに課されている必要があると解釈したのである。Lord REID さんの点は Lord HEWART の誤解が存したとして、Lord ATKIN の真意はある機関に付与されている権限の性格そのものから司法的要素を導き出そうとしたのであって初めから司法的行動の義務がその機関に課されてゐることを要件としていたのではないと解釈し、反論したのであった。

Lord REID は第一審判決論理の背後にあるものを今までみてきた」とく説明した後、次に Court of Appeal が依拠していた一九五一年の Nakkuda Ali 判決の先例性について意見を述べる。

この事件が Defence Regulation の下で起きたこと、それが Privy Council の判断であるから当法廷が拘束される類のものでないことを前置かしつつその意見の中心論理にふれたのち次のように述べ、「私はこれとか、別の Defence Regulation 関係事件においては、立法者は合理的理由なしに行動すべきではないという義務をもつて、利害関係人に弁明をやせる機会を与えるという通常の義務にかえたのだとこう」とを認める。そうするにより立法者は官吏が自分の任務に違反して行動する場合に干渉する権限を裁判所から剥奪したのかどうかをこの事件で考える必要はない。本件における問題点は国会が異つた保護をもつて Natural Justice より与えられる保護にかえたのかどうかではなく、一八八二年法において国会は Natural Justice の保護を排除し、そしてその場所に何も置かなかつたのかどうかということである」と。

そして次に同判決中の「しかし移送令状による裁判所の管轄権の根拠は近年非常に余すところなく分析されたので個々の事件は今や論争の余地のない一般原理を例証するものとしての重要性しかもつていないのである。その原理は

R. v. Electricity Comrs. 事件に対する ATKIN L. J. の証言である「正確に述べられたる」という箇所と例の Lord HEWART & ATKIN 論理解釈によると、「Reg. 62 のトド行動するに際し Controller が欠けてゐるのはまことに性格である」 という箇所と云ふか Lord REID は次のようになり述べる。曰く「やがては Lord ATKIN に関する Lord HEWART C. J. の注釈が『争うの余地なき一般原則』を表明しようとするとが出来しのであれど、それに続く事件の判断もそのようになるであつた。しかし私は今、Lord ATKIN の述べたるさせんが、いかにもなかつたと考える理由を述べた。私の判断ではそれ以前の古い事件は何よりのよくな一般原理を例証してはないと思想。むしろそれらは、これと矛盾して居るのである。」この問題に関して Nakkuda Ali 事件では一九一一年より古い事件は何も引用されていなかつた。そしてこの問題は議論され決定されたばかりかの問題のうちの一つにあつたのである。そこで私は Nakkuda Ali 事件のこの部分はより古い先例の趣旨についての重大な誤解によるものであつた。従つてこれは先例的拘束性の認められないと云う結論を下されるを得ないものである」と。⁽⁴⁵⁾

このように Nakkuda Ali 判決は Lord HEWART に端を発する點の線上にある判断なるがゆえに伝統的な裁判所の立場を離れたべきだと言ふ Lord REID は本件公安委員会の Natural Justice 遵守義務の存否について以下のようない判断を下すのである。

曰く「一八八一年から一九一〇年 Police Regulation が作成されるまでの間、s. 191 (4) of the Municipal Corporation Act, 1882 さねむある種類の事件に適用されねばならなかつた。被上告人の主張は、ある警察官が特定の違法行為を犯したのかどうか疑しい場合でも公安委員会はその警官を免職する前に本人の弁解を聞く義務は負つてはなかつたとするべくである。私の判断では私の引用した先例からして、当時の裁判所はこのようない主張を拒絶した

であるうといふことは非常に明白である。異つた主題を取り扱つてゐる後世の事件におひいきの初期の先例とは矛盾して、いふように思えるような幅のある表現で判断が下された。しかしこのような意見を表明した判事各位は概して、これらの先例をくつがえす権限をもつていなかつたし、またいづれにしてもある判事により引用されなかつた先例や、ふれられずのしなかつた先例をその判事がくつがえそうと思つていたとか承認しないつもりだつたなどと、後になつて推定するべきではないといふのが古来からのならわしである。そこで私は以下のとく判断する。一八八二年法における解雇権は、公安委員会が彼つが手続をとらうとしているその理由を警察官に知らせ本人にその弁明をする適切な機会を与えるまでは、立法当時においては行使されえなかつたまた今日においても行使されえないのである」と。

本件被上告人は Natural Justice 則の遵守義務を負つてゐるか否かといふ争点に対し、以上、Lord REID のそれを肯定する論理をみてきた。他の一人の判事 Lord HODSON と Lord MORRIS もこの問題に対し同じように十九世紀の先例解釈から同じ結論を導き出している。⁽¹⁾ これはそれなりに觸及しないが特に Lord HODSON が行政的権限に対し、Natural Justice 則は適用され得たのであるといふことを先例上立証しようとする注目すべき見解を展開していられるだけを摘摘しておめた。

(1) (1963) 2 All E. R., 70-71, 82-84, 94-99, 111, 117.

(2) 多数意見の四名 (Lord REID, Lord MORRIS, Lord HODSON, Lord DEVLIN) は一八八一年法によつて、権限は一九五一年規則の Natural Justice 則の拘束をうけない、本件における法の法律を守られなかつたと認定した。そして、このような手続則違反が公安委員会の決定を無効とするもので、従つて finality clause の効果は生ぜず、本件提訴は有効なものであるとする。これに対し反対意見を述べた Lord EVERSHED は、この権限は一九五一年規則の拘束をうけない

ルナリ。次に Natural Justice 則は「司法、行政の両行為に適用されるのが望ましくないものあるとしつゝも、もう一方で国会が同法審査を排除するるに可能な限りあるとする。」が、Natural Justice 則違反の状態が存しておられるに對する司法審査を国会が排除するるにとが認められることである。このことは正当化するために、彼は Natural Justice 則違反の効果を void やはなへ voidable へ解くべかとし、故に決定せぬまでも有効であり、したがつて finality clause の効果が生じ、原告の本件提訴は許されないとあるのである。以上は多数意見と反対意見とを大まかに分けのぐたので、實際の判断過程は各判事ともに各争点に対し少しづつ異った論理を開いてるのである。

- (3)(4)(5) (1963) 2 All E. R. 71.

(6) ibid., 71.

(7) ibid., 72.

(8) ネットに回転の相違点を次のよつた事例で説明してある。曰く「現在の Chief Constable に対する何の不満をもつてゐるか、公安委員会が Chief Constable に任命されたらしく、資格をもつた人物のことを耳にしたとする。その時、公安委員会は公共の利益のため、Chief Constable の交替を考えねかねしならが、同委員会にはやうやくある権限は何もないものである。たゞしある人物の随意により保有される職務では、その役職に、より適した人物をつかむためにはその官吏を解雇するよりも対しだんの法的反論をとらへる、むせびあらじのである。」(ibid., 72.)

(9) Bagg's Case, (1615), 11 Co. Rep. 93b; 77 E. R. 1271.

(10) R. v. Gaskin, (1799), 8 Term Rep. 209; 101 E. R. 1349.

(11) R. v. Smith, (1844), 5 Q. B. 614; 114 E. R. 1381.

(12) Ramshay, Ex p., (1852), 18 Q. B. 173; 118 E. R. 65.

(13) Fisher v. Jackson, (1891) 2 Ch. 84.

(14) Cooper v. Wilson, (1937) 2 K. B. 309; (1937) 2 All E. R. 726.

(15) Hogg v. Scott, (1947) K. B. 759; (1947) 1 All E. R. 788.

(16) (1963) 2 All E. R. 72-73.

- (17) ibid., 73.
- (18) ^{ヨーロッパ} ibid., 73-74.
- (21) Hopkins v. Smethwick Local Board of Health, (1890), 24 Q. B. D. 712.
- (22) Smith v. R., (1878), 3 App. Cas. 614.
- (23) (1918) A. C. 557.
- (24) Spackman v. Plumstead Board of Works, (1885), 10 App. Cas. 229.
- (25) Wood v. Woad, (1874), L. R. 9 Exch. 190.
- (26) Lapointe v. L'Association de Bienfaisance et de Retraite de la police de Montreal, (1906) A. C. 535.
- (27) (1878), 11 Ch. D. 353.
- (28) Dawkins v. Antrobus, (1881), 17 Ch. D. 615.
- (29) Weinberger v. Inglis (No. 2), (1918) 1 Ch. 517; (1919) A. C. 606.
- (30) (1963) 2 All E. R. 73-75.
- (31) ibid., 75.
- (32) ibid., 75.
- (33) ibid., 75.
- (34) ibid., 75-76.
- (35) R. v. Church Assembly Legislative Committee, Ex p. Haynes Smith, (1927) All E. R. 696, at 699.
- (36) (1963) 2 All E. R. 77.
- (37) Lord HEWART の見解 ^{ヨーロッパ} は、(1963) 2 All E. R. 77-78. である。
- R. v. Smith, (1844), 5 Q. B. 614; 114 E. R. 1381,
Ex p. Ramsay, (1852), 18 Q. B. 173; 118 E. R. 65,
Osgood v. Nelson, (1872), L. R. 5 H. L. 636,
Cooper v. Wandsworth Board of Works, (1863), 14 C. B. N. S. 180; 143 E. R. 414,

Hopkins v. Smethwick Local Board, (1890), 24 Q. B. D. 712,

De Verteuil v. Knaggs, (1918) A. C. 557,
Wood v. Woad, (1874), L. R. 9 Exch, 190,

Fisher v. Keane, (1878), 11 Ch. D. 353,

Weinberger v. Inglis (No. 2), (1918) 1 Ch. 517.

R. v. Electricity Comrs. (1923) All E. R. 150, at 157.

(1963) 2 All E. R. 78.

(1923) All E. R. pp. 161-162.

(1963) 2 All E. R. pp. 78-79.

ibid., 79.

(1951) A. C. 78.

(1963) 2 All E. R. 80.

ibid., pp. 107-110, pp. 112-115.

(48) 幕断結果を回し乍ら「^レ」の Lord HODSON が本件に對する Natural Justice 則の適用の根拠を回し十九世紀先例に於ける、彼の行政的な権限による原則は濫用されたりするべきではない。

Lord HODSON が今回 House of Lords の審理與體に及ぶれた 1815 年の Bagg's Case に始まる 1 連の先例を以てして矛盾した二つの問題が生じた。次の二つの事項についてさせられたの先例より明らかにならぬ。やがての事項は「第 1 」と、確かに争いが存在してゐるか否かNatural Justice 則の適用を求めねば、その原則の要件を立ててはだらう。相対立する当事者間の争いがあるのが存在してゐるか、そればの原則適用上の決定的要件ではあるまい。第 1 」の事項は決定を下す者があだかの司法的能力と対照をなすりとがいづぬるかの、いふへ、行政的能力 (in a executive or administrative capacity) で行動してゐるか、いたからして解釈をしてしまつた、「^レ」 (ibid., 113) である。あたかも第 1 の如き Natural Justice 則の適用には必ず機関の行為と併せの原則

争いの存在が必要であるとは言えない、言いかえれば争いが存在していない場合でも Natural Justice 則の適用はありうるところであり、第一に述べていねりとは権限の行使者が行政的能力でその権限を行使していると主張することをもつて Natural Justice 則遵守義務を免れる抗弁とはならないこととなるのである。されば從来の通説に対する強力な反論を含んだ見解となるのである。続いて彼は「ごくつかの判例が明かに司法的ではなくむしろ行政的な能力で行動してゐる者が、裁判所によつて Natural Justice の原則に従うべきであると判断されたりと立論してゐると私は思ふ」(ibid., 113) と述べ、それを例証する最も頗著な例は一八三一年の *Capel v. Child* (1832), 2 C. & J. 558; 149 E. R. 235 であるとしてその事件について次のように説明する。

この事件の事実関係は次のようであった。s. 50 of the Act, 57 Geo. 3 C. 99 によると「① bishop の主教管区内の各地区に存在してゐる寺禄に付属する教会または礼拝堂の数が原因で、② そのような教会または礼拝堂がお互いに離れすぎてゐる事が理由で、③ そのような教会または礼拝堂に勤務してゐる牧師 (spiritual person) 宅がそれから離れすぎてしまひ、それが理由で、④ 教会または礼拝堂を保持してゐる牧師の怠慢が原因で、⑤ そのような寺禄における宗教上の任務が適切に遂行されていないと bishop が (bishop 自身の知りえた情報によると) 「かくかくして whenever it shall appear to satisfaction of any bishop」 bishop は「その任務を遂行せねばからはその任務の遂行を補佐するため」 牧師補 (curate) を任命する事ができる、そして、この牧師補の給料を支払う義務を、その任務の不完全性がどのよつたな任命の必要性を示すかに至つた者に負わすことなどがであるとなつていた。(ibid., 113.)

一八八〇年一月十八日 the bishop of London は法律により、原告に対し次の内容の要請書を送付した。それは、自分の知るところでは Watford にある教会は原告の怠慢により宗教上の任務が適切に果されていない、ゆえに原告にその任務の遂行を助ける適切な人物を任務しその給料を支払うことを要請するところなのである。これに対し原告は牧師補を任命しなかつたのを bishop がそれを任命しその給料を原告に割り当つた。その後給料が支払われていない状態が続いたので原告は bishop の前へ召喚された。が原告は出頭しなかつたので給料を支払うよう忠告された。そこで原告ははじめて出頭し、自分が最初に法を適用される際に適切な聽聞の機会を与へられなかつたと主張したのである。や々に本件での争点は bishop との法律上の権限行使する上で原告に聽聞の機会を与える義務があつたのかどうかとなるのである。

の事件における Lord LYNDHURST, C. B. は次のよだな見解を述べてゐる。曰く「...新しく管轄権が与えられてしまふ。しかしながら被訴したる当事者が自己の弁明を聽聞される機会をもたなければ、かゝり宣告されねばならぬ。あたたとて宣告されたとしてある。そして本件においては原告なりのよだな機会をもたなかつたのである。すなわち原告がそれについて反駁する機会をもつたない問責 (charge) は何か原告に対しなされていのみならず、彼は何らかの問責に反駁するよう召喚されたといふべきむだなかつたのである」(ibid., 113.) と。すなわち一定の判定を下すという内容の権限は前もって当事者の言ふ分を聞くという条件付でせしめて行使が許され、したがつてその条件を守つてしない場合の判定には効力がないこととなるのである。

また Baron BAYLEY は次のよだに別の表現で同じことを述べてゐる。曰く「法の一般原則によつて、...」bishop が affidavit による手続をとつたのやあれば反対側当事者に聽證される機会を与へるゝことが不可欠であつただけで、bishop が自分自身の知識による手續をとる時には、彼が処分をする根拠にねんじ述べる事項に答えて聽聞される機会を当事者に与えないがあり、bishop が納得したら (to the satisfaction of the bishop) 自分自身の知識をゆへた (of his own knowledge) とするなど、... おおいてもまた当該法律の意味するところを私に思へなゞと私は考へる。...」bishop が自分の前に当事者を呼んで、やつて、その当事者の怠慢によつて任務が適切に遂行されなかつたと考えられる理由を当事者に告げ、当事者がその問責に対し弁明やあるよだな理由をもつてかどつていたならないあつたく十分であつたので、それにして同法的手続の性格 (the character of a judicial proceeding) をそれ自身の中に備えてくるすべての事件においては、判定が作用するにこなれ当事者は聽證される機会を与へられるべからざつては一般に認められしる原则ではなつてあらうか」(ibid., pp. 113-114.) と。この論理はなん人かの affidavit により処分をするのならその affidavit の中で批難れでいる人物の言ふ分を聞く義務が bishop にあるし、また bishop が自分の得た知識によるて行つ場合でもその情報に対する反論を当事者から聞くて初めて公平な確信、判断に達するものがであるところが中心を行つており、その前提としてのよだな一定の手続をふんで初めてこの事件に対し裁断を下せる立場にある bishop の当該権限の行使は司法的な要素を含んであるといふ種定が存在してゐるのである。

以上が *Capel v. Child* 事件の概要であるが、これに対し Lord HODSON は次のように評釈して本件との事件の類似性を指摘するのである。曰く「両当事の意見の中では手続の司法的性格というものに強調がおかれていたことは事実である。が」の事件では *bishop* は行政的に行動していたと言えないと私は思えないのです。 *bishop* がその権限行使して、いた当該法の下での状況は、本件において別の法の下で権限行使している公安委員会の状況と異なるものではなかった。しかも偶然にもそこに含まれている問題、すなわち怠慢の責めは各事件において同じであった。本件に関係すると私が思う事項は、行使されるべき権限が免職される人物に対しなされる問題（この表現により私は怠慢に対する責めを意味している）を含んで、この場合には、その権限が行使される前に *Natural Justice* 則が遵守されるべきであるとする（*ibid.*, 114.）。

Lord HODSON の主張は本件での公安委員会の権限行使が行政的なものであるとしてもそれだけでは *Natural Justice* 則を遵守しない理由にはならない。なぜなら、いのうな事例に対しては *Natural Justice* 則の遵守義務を課すのが裁判所の立場であつたからであるとするのである。それは言いかえれば裁判所は行政的権限に対してもその行使に際し *Natural Justice* 則遵守とこう条件を付してしまつたといふことなのである。Lord REID とは異つた論理を先例の中より導き出せりともより同じ結論に達したわけである。

(六)

一八八一年法にもとづく権限行使するに際しては公安委員会は司法的に行動する義務を負っていたというのが House of Lords の判断であつた。⁽¹⁾ しかも、この義務は一八八一年法中に国会がそのような義務を法定した結果出てくぬところではなかつた。すなわち同法中にはそのような義務の存在を読みとれる条項は存在していなかつたのである。権限付与条項に司法的行動の義務条項が並置されていないかぎりこのような義務を国会は当該権限の行使者に課す意思はなかつたと考える」これが普通の法解釈からの自然な帰結といえよう。それにもかかわらず本件では Lord

REID は司法的行動の義務を認定したのである。ソルジャーは正に一八六一年 Cooper Case 判決中で「国会法の手ぬかりをコモンローの正義が補う」と述べたあの BYLES 判事の論理と同じものが存在しているのである。すなわち Lord REID は当該権限の行使者は司法的に行動しなければならないとする条項を国会が設置していないことは国会の手ぬかりによるのであり、決して法定されていないことから権限の無制約性を認めることがあつてはならないと考えているのである。それはなぜか。すなわち司法部の正義がそれを許さないからであるといふことであり、そのためには司法部の正義がこの国会の意思の欠缺を補わねばならないといふことなのである。ソルジャーは司法部の正義というものが国会法に優位する上位の規範であるという意識が頗著にあらわれているのである。

ではソルジャー Lord REID が考える司法の正義とは一体何なのか。それについて Lord REID は二つの面からそれに答える。第一は原告が就いているような職業から解雇される際には、それに先立つて必ずその理由を告知され、それに対する本人の弁明の機会を与えられねばならないということが司法部の一貫した立場であるとする。第一に免職処分をうける結果、年金をうける権利を剥奪される」とになるが、ソルジャーのような財産権または特権を剥奪される場合にはそれに先行して必ずその理由についての告知弁明の機会が当事者に与えられねばならないこととしいうことがこれまで司法部の一貫してとつてきた立場であるとするのである。すなわち司法の考える正義の内容とは、一般に Natural Justice という表現に集約されていいる手続上の公正さを遵守するといふことなのである。しかも Lord REID ソルジャーのような正義の観念を司法部の立場の本流であつたと考えているのである。

では司法部はソルジャーの本流からいつそれたのか。あるいはまた司法部は流れをそれたのではなく、流れを変えたのであるか。Lord REID は司法部の本流は依然として変っていないという立場を表明する。言ひ換えれば二〇世紀後半

になつてから見られた裁判所の立場はこの本流を一時それた支流にすぎないといふことを立証せんとするのである。そしてこれら支流はあくまでも本流に対する例外的現象であるとみなし、今回の事件判断をこの一九世紀まで続いている本流に添つて下し、もつて司法部を支流より本流へ復帰さそうとするわけである。この作業を彼は二つの面から行う。

第一は行政機関の Natural Justice 則適用の問題を、行政機関の果す役割の面から考えこの原則の適用を二分するのである。すなわち公共的事業を行うに際しての行政機関に対してもこの原則の適用は制限される場合があるが、このような公共の利益を考察の対象とする以外の事例、特に個人の待遇に関する事例に行政機関が関与するときは Natural Justice 則は完全に適用されるとした上で、この両者の場合を混同する例がでてきて、ことに警鐘をならすのである。すなわち明らかに後者の事例に属する場合であるにかかわらず、前者の事例の場合の論理を拡大適用することとの誤りを指摘するのである。このように Natural Justice 則の適用に、場合により条件をつけるという考え方自体は問題とされる面を残してはいるものの、司法部の立場の本流と支流を明確にするうえでこの論理は役立つているものというべきであろう。

第二に彼が考察の対象として取り上げたものは戦時下立法とその戦後に与えた影響であった。ここでも戦時下の処置は例外的のことであり、その例外現象を本流と誤解してはならないことを注意しようとしているのである。この事件は戦争という異常事態の発生はいかに英國憲法の正常な姿をまげるに至つたか、そしてその後遺症が戦後いかに長く判事自身の判断にも影響を与えたかを示す一例でもある。一九世紀から二十世紀初めまで続いた英國憲法本来の状態に返るのに多くの年月とその間における数々の経験を要したわけである。

第二にして取り上げるものは Lord ATKIN の論理の解釈ということである。司法部がその本流を離れた第三の原因は ATKIN 論理の誤解にあつたとするのである。その誤解とは行政機関に司法的行動の義務が生ずるためには、当該機関が国民の権利に関する権限を与えられていて、かつ、それに加えて司法的行動の義務を負わされていることと考えた点にあるとする。Lord ATKIN の真意はこのようない重の要件を課すことではなく、国民の権利に影響を及ぼす権限を付与すれば、即その権限は司法的に行動する義務をふんだ上で行使されるべきだということであつたと解釈するわけである。

前章でもみてきたように、19世紀の裁判所は、司法的行動の義務が法定されていない場合にそのことからこのような行動の義務は存在していないという狭い判断を必ずしも示していたのではなかつた。むしろ逆に法定されていない場合でも司法的行動の義務を認定することにより司法部の正義則の普遍化を試みんとしていたのである。しかしそこでは行政機関が相対立する二当事者間の争いに裁定を下す場に置かれている時、その立場に裁判所との類似性を読みとり、この Natural Justice 則の遵守を求めるという技術的な操作を常に行っていたのである。したがつてこのルールの適用に際しては形式上の限界が存していたのである。そこで Nakkuda Ali 型の垂直線上の二者間の事件ではこのルールの適用が排除される余地が存していたわけであつた。ゆえに司法的行動の義務が法定されていない場合で、しかも Nakkuda Ali 型の事件の場合にも Natural Justice 則の適用を拡大せんとしたところに今回の判断の意義があるのである。そのためには権限の性格からその行使方法を引き出すという論法が必要であり、さらに Lord ATKIN の見解の再解釈が必要とされたといふべきであろう。

Lord REID はこれまで見てきた論理をもつて今日の司法部を十九世紀のいわゆる司法の本流へと結びつけたので

ある。この Lord REID に代表される House of Lords の多数意見を第二審判決と対比するなら、結局両者の違いは英國憲法をめぐる見解の対立と言えるのである。第二審判決は国会の意思表示の結果には従わねばならないといふもので、そこには国会を拘束する規範意識は読みとれない。これに対して House of Lords は Natural Justice 則をもって国会をも拘束する共通規範としての憲法的ルールという意識で捕えていることがうかがえるのである。したがつて実定法中にこのルールが体現されていない場合でもこのルールの遵守義務が発生するという論理が出てくるわけである。

しかしこの論理過程は英國憲法の構造下においては司法部の国会からの権限篡奪によりはじめて可能になつてゐるところにも注目する必要がある。いみじくも House of Lords において唯一反対意見を述べた Lord EVER-SHED ほどの点を鋭く次のように指摘しているのである。

「何人かがその職務から解雇される時はいつでも」の原則の発動を主張するということは、裁判所による権限篡奪の危険性を含んでいるように思える。そして Natural Justice の原則に留意しているという口実のもとに実際にはほとんど感情ともいってよいものに訴えがちになるよう思える。⁽³⁾」

しかし英國憲法は成文化された法典の中に明記されているのではなく、時代と共に変動してきた實に流動的なものであつた。その憲法史は極論するなら権限の篡奪史ともいえるのである。すなわち統治権担当機関間の権限領域の争いというものがくり返されてきたわけである。しかしここでいう争いはあくまで舞台上の争いのことであり、観客席との争いではないのである。この争いを観客席の国民が見て評価する時、権限が統治権担当者間を抗争移転する様それ自身は権力分立の思想が正に正常に体現され機能している姿なのであり、その争いの存在 자체を批難する理由はな

いのである。観客席の仕事は、この権限篡奪の結果が観客席との間に何らかの関係をもつてゐる時に始まる。すなわち観客の人権との関係において篡奪論評価が下されるわけである。国会の至上性が行政機関による人権の侵害をも許す結果を招来させる時、裁判所がたとえこの行政権に付与された権限に介入しもつて至上性を有する国会の意思に背いたとしても、それが人権侵害を防止、救済するためになされた行為であれば司法部による権限篡奪行為は観客席の支持を得、司法部の正義は客席の正義と同一化し、もつて国会、行政部もこの正義を尊重せざるをえない事態に迫るゝまれる。ここに至つて国会を拘束する規範が生じるゝ意味で、その当該法律を通した国会の至上性は否定され新しい英國憲法体制が生じてくるわけである。

以上 Ridge v. Baldwin 判決を本稿の主題に関する分野に限定して、その領域における過去の判例との関係でその意義の一部を考察してみたわけである。本件は最初に紹介した争点が示しているように、本章で取り扱つた司法的に行動する義務の有無をめぐる問題の他にも公法上の諸問題を提起していた。たとえば問題の権限が一九五二年規則の拘束をうけるとした時、その規則上の手続則を遵守したかどうかについてどう判定するかとか、この規則の拘束をうけないとして、司法的に行動する義務があるとする場合本件においてその義務は守られたといえるか、すなわち Natural Justice 則くの適合性を具体的的事実に側して認定していく問題とか、またたとえ公安委員会に Natural Justice 則遵守義務がありそしてこの原則違反の事態があつたとしても、原告が一九二七年 Police (Appeals) Act によつて Secretary of State に不服申立を行ふその判定が下つたうえは右法律 s. 2 (3) のふねゆる finality clause 条項の拘束をうけ、本件のような司法救済を求めることは不可能であるのかという問題、ならびにたとえ司法救済が許されるところ Natural Justice 則違反の事実が仮に裁判所により認定されたとした場合、このことにより公安委員

余の決定はどうなるのかどうか、すなわち無効となるのか取消されるのかどうか等の問題を同時に多々含んでいたのである。これがいの聖題は「やれを取り上げても英國公法上の大きな争点事項に關係しているがゆえに、その各々の問題に対する今日の House of Lords の判断を先例との關係等で考察する必要性は、この事件自体の意義を説明的立場から述べておかせねばならぬのであるがその作業は別の機会に移し、ハリド本稿との關係でのみその意義の把握をハリのみたのである。

この判決が英國公法上での意味をより明確にするためにはこの判決のむけ先例性についての考察を欠かすことはできない。やハリ次回の判決以降の裁判所のこの点に関する姿勢の分析につづりだ。

- (1) House of Lords 幸運を契機として書かれた論文である。その論述が判決の論理を評価するのか、警察法の歴史を明るかにするところにより今回の判決が一九六一年法によつて警察の discipline が Natural Justice の遵守を求める形を離れてかかれてゐる傾向を異にして居る。その中なる論文として次のもののがある。

A. L. GOODHART, "Ridge v. Baldwin: Administration and Natural Justice," (Jan. 1964) Vol. 80 L. Q. R. pp. 105-116,

A. W. BRADLEY, "A Failure of Justice and Defect of Police," (1964) C. L. J. p.p. 83-107,

G. J. WEBBER, "Natural Justice in Recent English Case Law," *Current Legal Problem* 1964, at pp. 17-41,
S. A. de SMITH, "The House of Lords on Natural Justice," 26 *The Modern Law Review* at pp. 543-547.

(2) *The Listener*, August 8, 1963, p. 197. 黒山 H. W. R. Wade 教授の見解を参照。

(3) (1963) 2 All E. R. 91.

(4) 1963年 Lord MORRIS の辯護過程は詳細な論理展開によつてなされ注目される。(1963) 2 All E. R. pp. 94-107.

(5) 公安委員会 Natural Justice 聞を離れての義務があること、司法本件におけるの原則は専らがんばる問題が

存在する。」の問題は Natural Justice の内容を具体的に認識するうえで興味ある争点であるので簡単にふれておきたい。

一般的にいってこの原則の遵守義務の存在が認定されたとしても個々の事件は異った状況の下で展開されるものであるから、したがつてこの原則への適合性の判断は原則の一般的承認から機械的に出てくるのではなくその具体的な状況に則してなされるため、われわれは個々の事件のもつ特性をよく吟味したうえで裁判所の判断部分を評価しなければならないのである。

本件についてこのことを考えるなら、上告人が刑事裁判を受けたという事実と、公安委員会が一度決定を下した後に再度会議を召集し、その場において原告弁護士の主張を聞いたという事実とが存している点に特殊性があり、したがつて各裁判所における Natural Justice 則への適合性判断も、この原則への適合性判断の特殊事実の存在をどう評価するかという点をめぐる意見の相違が存している。またねじやね。すなわち公安委員会は Natural Justice 則遵守の義務ありとする点において結論を同じくした第一審と House of Lords の多数意見とが、この原則への適合性判断において相違したのは正にこの点の評価の違いに起因しているわけである。また第一審の傍論 ((1962) 1 All E. R. pp. 844-845.) も House of Lords の Lord EVERSHED もこの点に関する判断 ((1963) 2 All E. R. 90) もが異なるべき理由はない。なぜなら各判事が同じく Natural Justice 則の遵守の重要性を認めている。実際にはどの程度の行動が当該機関によりとられてこれよりの原則を遵守したと判断されるかを検討すれば、この原則のやうにする実際上の力を理解する点で重要なことなのである。

Ridge v. Baldwin 事件の Queen's Bench は本件原告が十九日間にわたり刑事裁判所の審理に服したところを重視した。すなわちその公平におよぶ十分聽取られる機会が本人に与えられたがゆえに本件においては Natural Justice 則違反はなかつたと判断したのである ((1961) 2 All. E. R. 536)。

Court of Appeal は傍論において、「Natural Justice 則の遵守義務が公安委員会にあると考える立場に立つたが、この原則は遵守されたとはじめないと第一審判決もまた逆の判断を示してゐる。」の如き ((1962) 1 All E. R. pp. 844-845.)。

これに対し House of Lords の判断は次のようだ。Lord REID もこの問題を二月七日の決定と二月十八日の余命との関係の面から判断する。すなわち二月七日はさうの原則の不遵守があつたことは当然としたうえでそれ以前の公判との関係についてはふれていない。そこで問題はこのルール違反が十八日の会合で償われたかどうかとなることになるのである。且つ「科せし官吏とか機関が軽率な行動をとつたところに気づいて、当該関係人に対し由口の細かい分を述

べる適切な機会を与えたのちに全部の事項を新たに再考するなら、その時はその結果到達した決定は有効なものであるといふ」とを疑わない。一つの例は一九一八年の *De Verteuil v. Knaggs* 事件である。しかし本件においては上告人弁護士は上告人に対する問責の内容について十分に知らされていなかつたし、また公安委員会はすでに公表していた決定を廃棄して新しい決定を下す手続をとるといふことをしなかつたのである。私はこの日行われたことは完全なる再審理とは言いがたい非常に不十分な代替物であったと思う。それでも同委員会のうち三名の構成員が彼らの意見を変更したのである。もしも上告人について言われている不利益事項をすべて本人に明らかにしたのちに完全な再審理が行われていたなら委員会の決定はどうなつていただろうかを述べるのは不可能である。私は三月十八日の会合はこの上告の結果に影響を与えるないと判断する各位に賛成する次第である」((1963) 2 All E. R. pp. 80-81.)

Lord REID は不十分な審理の結果下された決定を有効にする道は、第一にその決定を破棄すること、第二に関係人に本人について申し立てられている被疑事実の内容を十分に知らせること、第三に関係人にそれについての自己の言い分を主張させる適切な機会を与えること、第四にこれらの手続をふんだんのうちに公安委員会がすべての事項を再考することであるとするのである。そして本件においてはこのいずれの要件も同委員会の三月十八日会合において満たされなかつたがゆえに、三月七日の決定は無効のままになつておりかつそれを再確認した十八日の決定は効力をもたないということなのである。要するに十八日会合においては Natural Justice 則に従つた再審理がなされたとはいえないということなのである。

Lord HODSON は本件上告人が刑事裁判をうけたという点についてまず「公安委員会が刑事裁判においておこったことについて十分知らなかつたと考えることは非現実的であろう（同委員会はこの裁判での証言の写しを、委員会決定を下した後になつてはじめて与えられたのであるけれども）が、私はこの事件は非常に明白なものだったので上告人は聴聞される必要はなかつたとか、非常に明白であったがゆえに Natural Justice の請求は満たされていたとか言うことはできないと考える」(ibid., 112.) として、刑事裁判を通して原告の事件が知れ渡っていたことは聴聞の機会を付与する必要性がないことにはならないとするのである。その理由として「公安委員会が手にしたものは DONOVAN 判事の見解であった。……同判事は自分が述べたことが公安委員会の耳に入り、そして同委員会が適切な処置をとるだらうと思っていたところとは、その時並びに裁判終了時における同判事の意見からしても明らかであると私は思う。公安委員会は明らかに早急に行動する必要があると考へたようである。しかし同判事の見解中には上告人に対し何らかの罪が立証された、ゆえにこれ以上の審問は

必要だ」という立場に立って上告人は取り扱われてよる「やむを得ない」見解は何も存在していないなかったのであれ」。 (ibid., 112.) 三月十八日の件については「三月十八日 Mr. BOSLEY は公安委員会によつて十分であるのみならず、重な聴問の機会を与えられた。しかし彼は自分の依頼人が答弁すべき罪がどんなものであるのかを知らないとへり返し述べたにも関わらず、その罪の性質について何うの指摘をうけなかつた。したがつて三月七日に上告人に正義を施す「しを怠つたのみならず、されば三月十八日（この時公安委員会は前に下した決定を確認した）にも矯正されなかつたことが明らかとなつ。」 (ibid., 112.) ふたぐれ。

(6) (1961) 2 All E. R. pp. 536-538.

(1962) 1 All E. R. pp. 845-847,

(1963) 2 All E. R. 81, 92, 116.

(7) 反対意見を述べた Lord EVERSHED は「void or voidable に関する問題を詳細に分析し論じてゐる。彼は finality clause に対する判断を「前提問題」として Natural Justice 要求の法的効果をとらねつか、「それをおもへぬ voidable とするのが正である。」との判断の先例分析等を含め、「Lord EVERSHED の考え方」の問題を考えねば、今後必ず「涉及されるべきとなるべきである。」 (1963) 2 All. E. R. pp. 85-89.